

平成30年

松 前 町 議 会

第 4 回 定 例 会 会 議 録

平成30年12月12日 開会

平成30年12月12日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 -----	1 頁
----------------------	-----

平成30年12月12日(水曜日) 第1号

○議事日程 -----	3 頁
○追加した議事日程 -----	3 頁
○会議に付した事件 -----	3 頁
○出席議員 -----	4 頁
○欠席議員 -----	5 頁
○出席説明員 -----	5 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 -----	5 頁
○議長あいさつ -----	6 頁
○開会宣告・開議宣告 -----	6 頁
○諸般の報告・議事日程 -----	6 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 -----	6 頁
○日程第2 議会運営委員会報告 -----	6 頁
○日程第3 会期の決定 -----	6 頁
○日程第4 行政報告 -----	7 頁
○日程第5 意見書案第9号 太平洋クロマグロの第5管理期間における小型魚及び大型魚の漁獲配分枠策定にあたって地域の特性を考慮のうえ沿岸漁業者の生活に配慮した対応を求める意見書について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	7 頁
○日程第6 一般質問	
9番 梶谷康介君 -----	8 頁
(1) どうなる水産加工業? どうする町長?	
<hr/>	
1番 飯田幸仁君 -----	15 頁
(1) 移住定住推進の取り組みについて	
<hr/>	
3番 福原英夫君 -----	22 頁
(1) 町民の安心安全を支える施策は機能しているか!	
<hr/>	
10番 斉藤勝君 -----	30 頁
(1) ラジオ難聴地区の解消について	
<hr/>	
○日程第7 議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(提案説明・質疑・討論・起立採決) -----	34 頁
○日程第8 議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・起立採決) -----	34 頁
○諸般の報告 -----	36 頁
○議事日程の追加の議決 -----	36 頁

○日程第 9	議案第 7 1 号	平成 3 0 年度松前町一般会計補正予算(第 5 回) (提案説明・質疑・討論・採決)	3 6 頁
○日程第 1 0	議案第 7 2 号	平成 3 0 年度松前町国民健康保険特別会計補正予 算(第 3 回)(提案説明・質疑・討論・採決)	4 2 頁
○日程第 1 1	議案第 7 3 号	平成 3 0 年度松前町介護保険特別会計補正予算 (第 2 回)(提案説明・質疑・討論・採決)	4 3 頁
○日程第 1 2	議案第 7 4 号	平成 3 0 年度松前町水道事業会計補正予算(第 1 回)(提案説明・質疑・討論・採決)	4 5 頁
○日程第 1 3	議案第 7 5 号	平成 3 0 年度松前町病院事業会計補正予算(第 3 回)(提案説明・質疑・討論・採決)	4 6 頁
○日程第 1 4	議案第 4 2 号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的 な改革を行うための消費税法の一部を改正する等 の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地 方交付税法の一部を改正する等の法律の施行に伴 う関係条例の整理に関する条例制定について(提 案説明・質疑・討論・採決) -----	4 8 頁
○日程第 1 5	議案第 7 9 号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	5 0 頁
○日程第 1 6	議案第 8 0 号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結 について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	5 1 頁
○日程第 1 7	議案第 8 1 号	指定管理者の指定について(提案説明・質疑・討 論・採決) -----	5 5 頁
○日程第 1 8	議案第 8 2 号	指定管理者の指定について(提案説明・質疑・討 論・採決) -----	5 8 頁
○日程第 1 9	意見書案第 1 0 号	難病医療費助成制度の改善を求める意見書に ついて(提案説明・質疑・討論・採決) -----	5 9 頁
○日程第 2 6	所管事務視察調査報告について -----		6 6 頁
○日程第 2 7	閉会中の所管事務調査の申し出について -----		6 0 頁
○日程第 2 8	閉会中の正副議長、議員の出張承認について -----		6 0 頁
○会期中閉会の議決 -----			6 0 頁
○閉会宣告 -----			6 1 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
7 1	平成30年度松前町一般会計補正予算(第5回)	30.12.12	原案可決
7 2	平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)	同 上	同 上
7 3	平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)	同 上	同 意
7 4	平成30年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)	同 上	同 上
7 5	平成30年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)	同 上	同 上
7 6	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同 上	同 意
7 7	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	原案可決
7 8	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	同 上	同 上
7 9	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
8 0	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	同 上	同 上
8 1	指定管理者の指定について	同 上	同 上
8 2	指定管理者の指定について	同 上	同 上

2. 議員提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
意見書案 9	太平洋クロマグロの第5管理期間における小型魚及び大型魚の漁獲配分枠策定にあたって地域の特性を考慮のうえ沿岸漁業者の生活に配慮した対応を求める意見書について	30.12.12	原案可決
意見書案 10	難病医療費助成制度の改善を求める意見書について	同 上	同 上
	所管事務視察調査報告について（議会運営委員会）	同 上	報告済
	閉会中の所管事務調査の申し出について（議会運営委員会）	同 上	承認
	閉会中の正副議長、議員の出張承認について	同 上	同 上

平成30年12月12日（水曜日）第1号

平成30年
松前町議会第4回定例会
平成30年12月12日（水曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会報告
日程第3 会期の決定
日程第4 行政報告
日程第5 意見書案第9号 太平洋クロマグロの第5管理期間における小型魚及び大型魚の漁獲配分枠策定にあたって地域の特性を考慮のうえ沿岸漁業者の生活に配慮した対応を求める意見書について
日程第6 一般質問
日程第7 議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第8 議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
-

◎追加した議事日程

- 日程第9 議案第71号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第5回）
日程第10 議案第72号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
日程第11 議案第73号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2回）
日程第12 議案第74号 平成30年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）
日程第13 議案第75号 平成30年度松前町病院事業会計補正予算（第3回）
日程第14 議案第78号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
日程第15 議案第79号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第16 議案第80号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第17 議案第81号 指定管理者の指定について
日程第18 議案第82号 指定管理者の指定について
日程第19 意見書案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書について
日程第20 所管事務視察調査報告について
日程第21 閉会中の所管事務調査の申し出について
日程第22 閉会中の正副議長、議員の出張承認について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 議会運営委員会報告
 日程第3 会期の決定
 日程第4 行政報告
 日程第5 意見書案第9号 太平洋クロマグロの第5管理期間における小型魚及び大型魚の漁獲配分枠策定にあたって地域の特性を考慮のうえ沿岸漁業者の生活に配慮した対応を求める意見書について
 日程第6 一般質問
 日程第7 議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第8 議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 日程第9 議案第71号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第5回）
 日程第10 議案第72号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
 日程第11 議案第73号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2回）
 日程第12 議案第74号 平成30年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）
 日程第13 議案第75号 平成30年度松前町病院事業会計補正予算（第3回）
 日程第14 議案第78号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
 日程第15 議案第79号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 日程第16 議案第80号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
 日程第17 議案第81号 指定管理者の指定について
 日程第18 議案第82号 指定管理者の指定について
 日程第19 意見書案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書について
 日程第20 所管事務視察調査報告について
 日程第21 閉会中の所管事務調査の申し出について
 日程第22 閉会中の正副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	西村健一君
	1番	飯田幸仁君		2番	沼山雄平君
	3番	福原英夫君		4番	近江武君
	5番	工藤松子君		6番	堺繁光君
	7番	油野篤君		8番	西川敏郎君
	9番	梶谷康介君		10番	斉藤勝君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課長	佐藤久君
税務課長	三浦忠男君	福祉課長兼清部保育所長	岩城広紀君
健康推進課長	松谷映彦君	町民生活課長	川合秀樹君
水産課長	佐藤祐二君	水産課参事兼水産センター所長	渡辺孝行君
農林畜産課長兼農業委員会事務局長		商工観光課長	佐藤隆信君
	佐藤工君	建設課長	横山義和君
大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長		会計管理者兼出納室長	阪本涼子君
	福井純一君	病院副管理者	小本清治君
病院事務局長	白川義則君	水道課長	高橋光二君
教育長	宮島武司君	学校教育課長兼学校給食センター所長	
文化社会教育課長	堀川昭彦君		鍋谷利彦君
監査委員	藤崎秀人君	選挙管理委員会事務局書記長兼監査室長	
議会事務局長	鍋島孝明君		平田昭浩君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局書記	三上大輔君		

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成30年松前町議会第4回定例会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼を申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から平成30年松前町議会第4回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

なお、去る10月26日、斉藤勝議員と梶谷康介議員に対し、議員在職35年以上の総務大臣感謝状が贈呈されておりますので、ご報告致します。誠にありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番西川敏郎君、9番梶谷康介君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) 12月10日開催されました議会運営委員会において、本定例会の会期は本日から12月13日までの2日間と致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎行政報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、町長の行政報告を議題と致します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(石山英雄君) おはようございます。

平成30年松前町議会第4回定例会の開催にあたりまして行政報告を申し上げます。

福山城天守整備の方向性について。

福山城天守整備の方向性については、史跡福山城保存整備審議会の答申に基づき、住民意見交換会やアンケートを実施したところであり、財政状況的に可能であるならば、木造復元という意見が多く、現時点で推計できる史実資料に基づいた使用木材の把握による事業費算定が大きな課題となっていたところです。

特に、天守復元につきましては古建築物に詳しい専門家に相談と指導を受けながら、事業費推計把握に取り組んできたところであり、現段階における整備の方向性を判断できる状況が整いました。

概ねの事業費推計ですが、天守整備事業として30億円、現在の松前城資料館に替わる文化財展示施設整備事業として6億円が見込まれるところです。また、整備期間は最短で16年を要すると見込んでおり、社会情勢や経済情勢により事業費も変動するものと考えております。

これらの事業費と当町の財政推計を踏まえ、国の補助金などの財源的条件が不可欠となるものの、木造復元による天守整備を進めることと致します。

また、展示施設につきましては、史跡福山城保存整備審議会の答申や厚生文教常任委員会における所管事務調査報告書に述べられているように、本丸表御殿整備による文化財展示を目指し、取り組んでまいります。

木造復元による天守整備等につきましては、文化庁の文化審議会の審査、承認を受けなければ事業実施ができない状況にあり、承認された場合には、国の史跡指定地内で文化庁が認めた初の木造天守の復元整備ということにもなります。今後は、整備基本構想、年次計画の策定、史実根拠の調査等を行いながら文化庁との協議を進めるとともに、詳細な事業費把握、北海道に対する支援要請など、財源確保に取り組んでまいります。

議員の皆様、並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきたくご報告申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済と致します。

◎意見書案第9号 太平洋クロマグロの第5管理期間における小型魚及び大型魚の漁獲配分枠策定にあたって地域の特性を考慮のうえ沿岸漁業者の生活に配慮した対応を求める意見書について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、意見書案第9号、太平洋クロマグロの第5管理期間における小型魚及び大型魚の漁獲配分枠策定にあたって地域の特性を考慮のうえ沿岸漁業者の生活に配慮した対応を求める意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。11番西村健一君。

○11番(西村健一君) 意見書案第9号、太平洋クロマグロの第5管理期間における小型

魚及び大型魚の漁獲配分枠策定にあたって地域の特性を考慮のうえ沿岸漁業者の生活に配慮した対応を求める意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものであり、意見書の内容については記載のとおりであります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、一般質問を行います。

既に通告がありますので、通告順に発言を許します。

9番梶谷康介君。

○9番(梶谷康介君) 皆さん、おはようございます。

3ヶ月に1回、1時間という貴重な時間をいただいております。大切に、今日の一般質問を行いたいと思います。

松前町のまちづくりの基本になる総合計画の中に、重要事業という、重要産業という位置付けをされております水産加工業についての質問でございます。この業界を取り巻く現状、そしてこれから考えたときに、極めて厳しい状況だという認識をしております。一自治体松前町でどうにもならない、根本的な要素ももちろんありますけれども、しかしながら、町の重要産業であるならば、やはり関係者一同知恵を出し合い、汗をかき、そしてその持続を守っていかなければいけない、このように考えております。

こういう状況に対しまして、昨年、29年度は労働力の確保、更には事業者の立場に立てば、正に労働力の確保ですけれども、また働く人方の立場からすれば、自分達の収入源の大事な要素になっている雇用保険の受給資格を得るための、行政としての厚い手当だったと、私はそう認識しております。

その29年度の決算審査特別委員会において、この事業に対する慎重な審議の結果、審査意見書にも、関係者並びにそういう立場の人方との話し合いを持ちながら、何としても守っていくべきだという審査意見書が提出されております。この30年度においても、こういう状態は、私は想定内だというような感覚で、この1年推移を見てきたところでございますけれども、案に違わず厳しい形が現在続いております。町長、こういう状況に対してね、松前町として、大事な産業だという位置付けをしているわけですけれども、これを将来とも守っていくという考えの下に立ったときに、この状況を町長はどのように認識されておりますか。まず、第1点お伺い致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 梶谷議員から、水産加工業についての一般質問、お尋ねがございました。本当に重い一般質問を通告されたと認識しているところであります。議員おっしゃるように、水産加工の現場、大変厳しい状況にあるわけであります。しかしながら総合計画にもあるように、基幹産業の中でも多くの雇用者を抱えている水産加工業につきまして、本当に重要な、大事な産業だというふうな認識をしているところでありますし、ぜひ水産加工業にも元気になっていただきまして、従前のような活動ができるような、そんな加工の現場になっていただきたいというふうに思っているところであります。

いろいろこう現状、いろんな原因があるような気もしております。何とでもこの産業は、水産加工業は守っていききたいなというふうに思ってますし、いろんな意見を聞きながら、情報をもらいながら対応してまいりたいと。総体的に、議員、質問者とは同じ思いで私答弁させていただいてるというふうに認識しております。大事な産業でありますので、何とでも守っていききたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 決算委員会の審査意見書にもありますようにね、やはり町長1人で解決できる問題でもないし、業界の状況をつぶさに認識しながら、力を合わせていかなければいけないということを考えればね、町長、事業者なりね、加工業者関係の方々とはどんな話をされてね、どういう課題があると。そのためには、どうしなければいけないみたいな話し合いってのはされているんですか。それについて、まずお尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 議員冒頭の質問にもございましたように、この状況を少しでも打開致したく、業界の皆様方とは話し合いをさせていただいております。平成29年には、議員の今ご質問がありましたように、スルメ加工雇用確保の緊急奨励金の対策、更には、30年には今年度におきましては、イカゴロの排出運搬料に対する助成も考えて、してきているところであります。一方では、商工サイドにおきましては、中小企業の従事者に対しましても支援対策をしております。水産加工業界の皆さんには、28年、平成28年には6件、更には29年には2件、30年には2件というふうなことで支援を行ってきているところであります。

業界の皆さんとは、常に意見交換をするべきだと思うんですが、今年度におきましては、実際のところはなかなかこう将来が見えて来ないような状況もありまして、水産課の担当の職員は、現場の方で話をさせていただいておりますけども、私が直接出向いての話はされておられません。ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 町長、あのね、私ね、この状況を把握するために、加工事業主だとか、あるいは働いている人方とのお話は何度か自分的にはしているんですよ。ただ、その人方の話の中に出てくる言葉はね、こういう厳しい状況にありながら、町長はじめ役場担当者の話し合いってのは、一度も持たれていないっていう話なんだけど、その辺はどうなんですか。全く関心がないんですか、事業者任せなんですか。お尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 水産課の職員はですね、お邪魔しております。意見を聞いてきたり、状況を把握している、把握しております。残念ながら、いろいろ水産課の職員のお話を聞く状況におきましては、いろいろと水産部担当の職員もですね、いろんなこう、例えば今水産、イカを魚種としてますけども、違う魚種にもし切り替えるとしたら、どんな問

題があるのか、課題があるのかとかですね、その辺の話は水産課の職員はしております。私はその都度報告をいただいているところであります。

いずれに致しましても、今の状況を少しでも打破したい思いは一緒でありますので、今後とも事業者の皆さんと意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 問題課題がね、何かあるかってのは、どんなものがあるかってのは大体想像つきますよね。イカの状態から、状態ってのは生産量ですね、生産量の状態から価格の状態から、ずっと眺めてみますと、今現在稼働してる事業所だって、おそらく仕事したりしなかったりの繰り返しでやりくりしてると。現実には、この29年度でも既存の業者二つがね、廃業してますよね。その原因っては何なのかっていう話になります。更に続けている事業主にしても、大きな問題を抱えてるでしょう。経営的にも、これからの先行きを考えたときには進めるべきか、退くべきかと、重大な判断をせざるを得ない時点にきているんじゃないかと思います。

ですから、そういう話がね、本当に行政と事業主、あるいは関係者との話の中でされているならば、やはり行政として何か手打たないといけないでしょう。この29年度の時限立法って言いますか、雇用の保険受給資格を得るための手当はね、私は、決算委員会、審査特別委員会でも議論された過程なんかを見ると、効果あったと思いますよ。決して効果なかったとは言いません、あったと思います。今年はそれ以上に厳しいんです。同じことを繰り返すなんて私は考え方は持っておりませんが、こういう状況に対して、どう考えてるんですか。黙って推移を見てるんですか。

おそらく、現在働いている人の、数字的には私は把握はしてませんがね、半分以上の方々はその該当ならぬいっしょ、失業保険の。これは、働いている人方の収入に大きな打撃を与えることもさることながら、松前町経済に及ぼす影響ってのは極めて大きい。しかもそれが原因でね、これからの加工業界が継続していけないような状態があるとすれば、松前町がまちづくりの大事な重要産業として位置づけてる水産加工業、何なんだったことなりますよ、どうしますかって話。

今年は全く考えないんですか、策は。再度お尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 大変厳しい状況の中だというふうに思っております。先が見通せない状況であります。しかしながら、今留まるということではなくて、この厳しい状況下の中でどんな支援ができるのか、再度何ができるのか、もう一回検討してみたいなというふうに思っております。いずれに致しましても、貴重な、大事な産業でありますので、何ともしも見守っていききたいというふうな思いであります。本当にこう妙案があればというふうな、苦しい立場の答弁なるんでありますけれども、業界は支援はきちんとしていきたいなというふうに思っております。検討してみたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) あまり前へ進んだ答弁いただけないんですけれどもね、やっぱり事業者、あるいは関係者との話し合いの中からね、町長、先程お話の中にありましたように、問題、課題がなんであるのかっていうことをきっちりおさえていけばね、ならどうするって話になりませんか。私は、くどい話になりますけれどもね、今年度に限ってはね、全く手打ってない。私の思い過ごしですか。もし、こういうことをやりましたって、あるいは考えてますっていうことがあるのであればね、披瀝していただきたいなと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 30年度におきましては、冒頭でも答弁させていただきましたけども、イカゴロの排出運搬料に対する助成支援というふうな形で、協議会の方に260万円の補助を出しているところがございます。他には、商工サイドの中小企業の支援もされているというふうな状況であります。しかしながら、29年度で対応したような雇用対策というふうな部分につきましては、今年度は実施していない状況だと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) たまたまイカゴロ処理のね、手当の話がありましたけれども、この状況だって変わってきてますよね。おそらく、現在それを運搬してる、特定の名前挙げるといけませんから、業者も来年度は手引くそうですよね。そういう状況も見えてきております。だから、先を見たときにね、全く現状が回復されるって要素がないわけですよね。だから、それに対してどうあるべきかっていう話になりませんか。

例えばね、原魚確保するのに、大分量的には少ないかもしれませんが、少なくなったのかもしれませんがね、金を出せば何とか手に入る状況なんだそうですね、業界の方々のお話を聞くと。しかし、その金が極めて高くなると。いわゆる高騰してるってことですよね。その原因は中国なり韓国なりが国ぐるみで価格競争に勝つための体制をとってんですよ、らしいんです。ところが日本の場合はね、そうしたのもも特別我々の目に映るような政策はないし、だとすれば、国策をしている中国、韓国と競争するのに、事業者、あるいは業界が闘って勝てますか。だから、そうしたものに対する、手を差し伸べてるのは、例えば函館では1億円の予算組みましたよね。福島でもそういう体制は組んでんですよ。松前は、首を傾げる、何かあるかなと。そんな状況ですのでね、やっぱり町長そういうものもね、他がやってるから松前もやらなければいけないっていうこと、そういう理論ではないんですけども、少なくとも政策の中にね、そういう対応ってものは、自分達はただ金を出せばいいってことじゃない、こういうことも考えてるっていうものがあるんであればね、私はそれはそれで評価しますけども、例としてイカの処理、もとい、イカゴロの処理量に対する手当はしてるって、それだってほんの全体的なものを見方したらね、焼け石に水でしょ。やっぱりこの産業を支えていくための力にどれほどなるのかなと。もっと関係者との話し合いってのは、私はするべきだと。

まあ、同じような話を繰り返してますけどね、するべきだと思うんですよ。だから、それがなぜ町長自ら、あるいは担当者が足を運んで事業者なり、労働者なりとの話にならないのかなというのね、こんな行政進めると信頼失いますよ、行政に対する信頼、まちづくりの基本に、きちっと産業の柱に据えておきながら、町長、この27年、平成27年の松前町の創生総合戦略の中にね、この7ページにね、将来の松前の姿っていう形が表現されてます。産業の柱、将来的に松前町の産業の柱は大きく下記の5点を想定してます、計画立ててますよ。そのトップに町の経済を支える水産加工業とあります。これだけ重要産業明示していながらね、取り組んでいる姿がそこに出て来ないってのはおかしいと思いませんか。ですから、しつこいようだけでも具体的にどう、何やってるんだっていう話、せざるを得ないんですよ。

町長、同じような質問で恐縮ですけども、また同じような答弁しか帰って来ないんですか。お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 議員のご質問にありました、スルメが、つくっても国内のスルメが売れないという状況であります。これは、正しく議員がご指摘のとおりであります。その要因は、やっぱり中国産のスルメなんだそうですね。中国産のスルメが10キロ2万

5千円で売れてるようでありまして、しかしながら、日本で生産するスルメは3万円というふうなことで、ここに値段の差が出てきているということで、業界の方はやっぱり安い方がいいわけですので、中国産の方に手が伸びるといふような状況が大きな要因だといふふうに聞いているところであります。

いずれに致しましても、いろいろ配慮もちまして、してですね、取り組んできているつもりでありますけれども、今日は厳しいご指摘いただきましたので、業界の皆さんと、本当に大事な産業でありますから、いろいろ意見交換を進めてまいりたい。この産業はきちんと守れるように対応とってまいりたいといふふうに思っておりますので、ご理解いただきたいといふふうに思っています。

函館市も福島も、いろんな手法、施策をとっておりますけれども、松前町と比較して、同じにならないような環境もあるということも、ぜひ理解をお願いしたいなといふふうに思っております。例えば、加工業界の組織の関係もありますし、いろんな部分で函館市の皆さんとは、うちとは違う条件はあるといふふうなことで、ぜひご理解いただきたいなといふふうに思っております。本当に大事な産業です。いろんな意見を聞きながら、政策に反映できるものはしてまいりたいといふふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) なかなかいいお答えをいただけないし、また、簡単にできることでもないという認識は私してるんですよ。してるんですけども、何にも、言い過ぎかもしれませんが、何にも手を打たないってことは、行政としてどうなのかな。あるいは我々議会としてもね、こういう状況で何も議論しないなんて話ならないでしょう。何のために行政があって、議会があってということありませんか。だから、再三申し上げているとおり、自分達の力でどうにもならない分野もあります。スルメの生産、どんどんどんどん上がってくればね、状況も変わってくると思えますけれども、これだって我々の力ではどうにもなりませんよね、はっきり言って。

それから、価格競争だってね、中国、韓国を相手に松前の加工業者、あるいは自治体がね、向かっていって解決できることでもない。そういうことは私も認識してるんですよ、本当に厳しい状態だって。だけれども、本当にね、いい方向、いいものを生み出すことは難しいかしらんけどもね、少なくとも状況を苦慮しながらね、何とかしなければいけない、こういう取り組みをしてるんだってものは、やっぱりなければいけないでしょう、ね。

松前の場合は、加工業っていうとスルメ一筋ですよ。29年度の決算で課長、こういう答弁してますよね、やっぱりスルメだけでは生きていけないと。だとすれば、何か別なものを加工っていうことも考えなければいけない、しかしながら現実には、イカに代わるものがない。何かの方向に別なものを加工しようとしても、その加工の対象になる現物が松前にはない。更には、そういう原料を手に入れることができても、今の施設設備ではできないとするならば、新しい投資もしなければいけない。極めて厳しい状態でありますという答弁、課長されてますよね。議会だよりのこれね、ナンバー103にね、決算委員会の中身が書いてあります。ですから、口では簡単にね、スルメ一本でなくて別なものに向かい、これだって今のような話でね、現実味がないんです。だとすれば今のままで生きていく道を探るしかない。金を出しますか、あるいは国に、これ国政の段階でもね、やっぱり取り組んでもらわなければいけないんですから、町長1人の力ではどうにもならない、やっぱり関係者一同国に対しても、あるいは国会に対しても力を借りながら、この面に関してはね、この面に関してはそういう形は重ねていかなければいけないんでないかなと思います。

この件に関しても国への要請だとかね、そういう形ってのは、去年でしたっけ、一度行動を起こしたことがありますけれども、その後はどうですか、町長、やっています。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 国への要請の関係であります。一昨年につきましては、国の方は輸入枠を拡大した経緯があるわけでありまして。しかしながら、輸入枠の拡大をするものの、スルメの価格自体がそういう状況で中国、韓国産のものが安いというふうなことで、国産で輸入枠のスルメを製品にしても売れないという悪循環の中なんだそうでありまして。ですから、業界の皆さんも、輸入枠のスルメを生産しても売れないというふうな状況でありますので、なかなか進んで行かない状況だというふうに聞いております。

いずれに致しましても、今の水産、函館含めまして道南の水産加工、檜山も含めまして、大変な厳しい状況であることは、これから国の方に機会があれば、北海道はもとより、お話をしていきたいなというふうに思っております。

去年は輸入枠の拡大されたというふうなことでありますけれども、結果として、やっぱり国産のスルメが売れないというふうな状況からは脱し切れてないというふうな状況であります。引き続き、国の方には。北海道の方にも要請はしてまいりたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) なかなか、私も一般質問の通告の段階でね、この問題を取り上げる時には苦慮しましたよ。議論していいものが見つけ出せるのかどうかと。結果的には町長と議論を重ねて、前へ進めることができないので終わってしまうのではないかなという心配はしました。しかし、これだけのね、状況を行政も議会も全く議論もしないでっていう形にはならないし、やっぱりこの問題、課題をね、十分にあぶり出してさ、そして関係者との話し合いを進めながら、問題、課題をきっちりおさえてね、ならどうするって話は本当に大変なことだけれどもしなければいけないでしょう。願望だけでね、事業者の努力だけでまちづくりはできないでしょう。少なくとも重要産業、トップに掲げてる水産加工業がこういう状態にあるならば、どうしなければいけないかっていう、やっぱり取り組みはきちっとしないといけないの。成り行き任せってわけにはいかないと思います。

町長どうですか、私ね、本当にこんな話を繰り返してね、ここにすんといい形を見出すっていうことは、不可能だと思っていながらこんな話してんですよ。本当に私も質問していながら、おめえ、何質問してんだろうと、話してるだけで終わってしまうんじゃないかかっていう、ある種のジレンマ感じてますよ。やっぱり、最終的にはね、町長、あなた一人で頭悩ましてもできることでないんですから。業者だって泣いてますよ、はっきり言って、話してると。もう去年も駄目、一昨年も駄目、今年はずっと輪かけて駄目だと、来年どうしようと。おそらく業界は、また淘汰されていくでしょうと。残っていく人達だけで自分達ができる限り頑張るけれども、どこまでやれるのかな、そういう心配してます。

さっき言ったように、行政に今まで手打ってきたイカゴロの処理の状況だってね、業者もゴロ自体がまとまらないもんだからね、商売にならないから手を引くっていう話なってますよね。それに対して、福島町はどうするとか、函館はどうするとかという対策してますよ。松前の業者だってね、行政にどういう相談持ちかけたかわかりませんがね、自分達で、この処理の今対策してますよ。例えば200トンから300トンぐらいまではゴロは冷蔵庫に預かってもらうと。最終的には、それは何かの餌に回るというふうなことになれば、ある種のゴロ処理のね、形は一時的には解決されると。しかも、それはあくまでもゴロの200トンなり、300トンなりっていう限界がありますから、もしいい形で、

これはその量を超えるっていうことは、業者にとってはいい形なんですよね、イカがいっぱい上がるってことはいい形なんですけども、そういう形になったらどうしようっていうことまで、業者の人方は自らの事業を守っていくために取り組んでるんですよ。そういう形だって、町長はおそらく知ってると思いますよ。知らないとは思いませんけどね、知ってると思いますけども、そういう実情考えたらね、やっぱりもっともっと業界の人方と町づくりのためにね、力を借りたいとするならば、重要産業という位置付けをしているんならね、行政としてやるべき姿ってのは、やっぱり形として表さないといけないんでないですか。

同じことの繰り返しになりますから、ほどほどにして切り上げますけども、やっぱり再度言わせてもらおうとね、願望だけではできない。願望だけでは、業者の皆さん頑張ってくださいよ、影ながら応援してますよっていう話だけでは、これは解決できないんですから、もっと腹わって話し合っ、関係者とね、話し合っ、問題、課題ってのはきっちりとおぼり出して、なら事業者が自らやれるのはどこまでなのか。行政が力を出せるのはどこまでなのか、そうしたものをまとめてみる必要、私はあると思いますよ。今年だけで終わる事業じゃないんですから。10年計画のまちづくりの、総合計画のまちづくりの計画の中にも、これはきちっと謳ってることですから、状況が悪いからまちづくりの柱から削りますか。そういうことにはならないでしょう。

町長、厳しい質問してますけどね、もう一回、ね、気持ちを新たにして、この問題にこういう形で取り組みたいっていう考え方を示していただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 函館市は、原料の確保で1億円、そして福島町は福島町で外人の皆さんの支援とか、外国人の支援、更には上ノ国町ではゴロの処理を支援してるというふうなことであります。今日の、今の一般質問、大変重い質問だというふうに冒頭から言わせていただきました。重い質問だというふうに受けております。今後、きちんと業界の皆さんと話して、もう一回スタートに戻りながら、お話を聞きながら、どんな支援ができるのか、どんな制度設計ができるのか、もう一回検討させていただきたいというふうに思っています。

いずれに致しましても、大変こう先の見えない状況で答弁をさせていただいているところでもありますけども、本当に重い指摘、質問だというふうに認識しております。早速、職員と取り組んでみたいなというふうに思います。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 決して、町長誤解しないでください、私、あなたをいじめてるんじゃないですから、あなたを心配してる。今のような取り組みをしているとすれば、私は信頼を失うんじゃないかなっていう気がするからね、やっぱり決してあなた方のことを忘れていません、松前町の柱としてはきちっと認識もしてるし、十分話し合いながら、話し合いをしながら、これからに対して対応していくんだという考え方を持ってるんだっていうことをね、こういう場でも示さなければ、あなた示す場所ないでしょう。本当に何やってるんだっていう批判がもし沸いてくるとすればね、信頼を失うんでないかなという心配をしております。

まあ、厳しい話でね、町長も苦渋に、顔に表れてるのも、わかりますよ、私。本当に苦しい答弁だなという気はしますけどもね、見過ごすことのできない大きな課題だっていうことだけは認識して、これからに対して向かう決意を改めて聞かせてください。それで私終わりますんで。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当に大事な基幹産業でありますので、多くの皆さんの雇用の場もありますので、きちんと守れる、守っていける、それに対応する検討なり、協会との、協議会との情報交換含めまして、話し合いを早速してまいりたいというふうに思っております。本当に重く受け止めております。早速対応させていただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 次に、1番飯田幸仁君。

○1番(飯田幸仁君) おはようございます。

移住定住の推進の取り組みについて、一般質問させていただきます。今朝ほどの行政報告で松前城のお話をされてまして、少しでも観光に携わるものとしては、非常に明るい話だなあと。いずれ、将来的に完成した際には、松前城を媒体としまして、いずれその松前城を活用して働き口が一つでも二つでも増えてもらえれば、歴史と観光両方合わせた部分で、移住定住もする人が増えてくるのかなと、そのように思っておりました。

昭和30年代ピークにしまして、人口がずっと減っておりまして、私が松前に戻ってきたのが今から28年前の平成5年、失礼しました、25年前ですね、平成5年でございます、失礼しました、28年前、平成2年ですね。そのときの人口が大体1万2千から3千あったんですけども、その頃は一町民でもありましたし、目先の仕事でいろいろと働いていた部分なので、人口のことはあまり考えてなかったんですけども、観光の方をちょっとお手伝いするようになりましてから、現実的に町の様子とか、町並みとかを見ますと、帰ってきたときよりも、やはり商店街歩いている人が減ったりだとか、いろいろと目に見えて人が少なくなってきたなあっていう経験をしました。これは、皆さんも同じかと思っております。この後、町がどうなってるのかと思って、じゃあ、どういうところで増えてて、どういうところで減ってるのかなあというのを調べますと、やはり出生と転勤者の転入だけが若干増えてて、死亡者と転出者、それと高校生を含め、学生の就職による転出ということで大いに、大いについていう言い方おかしいですね、がたっと減ってるわけでございます。ここです、それを対応するべく、移住定住をすることが人口を増やす、ようは転入をさせるという意味で、非常に重要なポジションになると思ってまして、それで数年前からですね、町としてもいろいろな活動をされてることだと思っております。それは私達もやはり見ておりまして、非常に重要なことだなというふうに感じてました。

ここで、今日はですね、一般質問は、主に大きな項目四つ用意してまして、この四つに従って質問をしていきたいと思っております。

まず、総合計画の中に基本構想6(25)移住定住推進の取り組みという欄がありまして、そこでいろいろな対策をしてるんですけども、この移住定住推進の取り組み、過去から現在に至るまでの実際の移住定住の取り組みとですね、移住定住推進に限った中での人の出入りを教えていただきたいのですが、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 冒頭、飯田議員さんにおきましては、移住定住推進のための暮らしサポーターに登録していただいておりますことに対しまして、この席から御礼を申し上げたいというふうに思います。

今、移住定住の取り組みについてのお尋ねがございました。今までの経緯につきまして説明させていただきたいというふうに思っております。

移住定住の取り組みにつきましては、平成27年の12月に策定致しました松前町創生総合戦略に今議員からご指摘のあった四つの重点戦略を掲げておりまして、その中で交流人口の拡大を図るための取り組みを上げているところであります。年に20人以上を数値

目標に掲げているところでありまして、また、総合計画では策定時において、ちょっと暮らし、交流人口を5年後の2022年度に目標値を50人に設定してきたところであります。

それで、過去の移住定住の推移を申し上げますと、平成28年度におきましては、先進事例ということで、道内の浦河町ですね、浦河町を勉強させていただきました。それから、移住体験住宅の改修ということで、清部地区に町営住宅を改修致しまして、体験住宅を用意したところであります。また、29年度につきましては、松前ファミリーって言いますか、移住定住の協議会の加入者に1千592人が登録していただいているところであります。実績と致しましては、7月の10日から30日まで、奈良県の方が2人、清部の住宅で体験をしてございます。それから、8月の2日から15日まで、大阪から2人、そしてテレワークとして1人、合計5名の方が清部の住宅を利用しているところであります。

そういうところで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 1番。

○1番(飯田幸仁君) 平成29年で約5名ということでございました。これ、ちょっと暮らしの移住者数の増が2022年で50名を目標としてるんですが、平成29年が5名だと、掛ける4年だと25名ぐらいなので、目標の半分ぐらいにしかならないんでないかなあと思うんですね。実は清部の場所につきましては、私どもも視察に行かせていただきました。非常に、こぢんまりとはしておりましたが、設備の整ったいい場所だなと思ひまして、テレワークもできるということなので、非常にいい感じだったなというふうに感じておりましたが、これ、例えばこの時期なんですけど、冬場というのは、今実際にここの住宅に住んでらっしゃる方はいますでしょうか。教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 大変失礼しました、30年の実績もお答えさせていただきたいというふうに思っております。この30年の4月から12月までの実績でありまして、函館から3名、京都から2名、大阪から2名、更に大阪から2名、東京から2名、ニセコから1名、そしてテレワークということで2名、それから旅館を利用された方が、清部の住宅が空きがなくてですね、旅館を利用された方が2名おりまして、30年につきましては16人の方が体験しているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) 冬期間の利用がどうなってるかというふうなお尋ねでございます。今現在、清部のちょっと暮らし住宅の方には、1棟2戸に、2戸とも埋まってるような状況でございます。12月いっぱいまでは、1人の方は一応年内で終わる予定ではございますけども、まだこの方もできれば1月も使うというようなことも、ちょっとあやふやな状況で今推移してると。もう1名の方は、これテレワークで利用しておりますので、来年の3月まで、これは利用される形になっております。冬期間については、今そういう状況でございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番。

○1番(飯田幸仁君) 先程の質問で、平成30年の分が平成29年より増えてるといことなので、平成22年の目標50というのは、多分達成できるだろうかと、私も今ちょっと思いました。

そこで、もう一つ質問したいんですが、テレワークの方は仕事で在住なので、非常にいいと思うんですが、ちょっと暮らしの方っていうのは、実際に住んでみて、そのときの感想などがもしわかるようであれば教えてほしいんですけども。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) 実際に、こちらに見えた方々の感想というお尋ねでございます。できる限り、我々もいらした方々とのコミュニケーションをとらせていただくような努力をさせていただいております。期間が来た段階ではアンケートもとらせていただいているというようなことでございます。そういう中では、もう既にこの12月の始めから来年度からの募集も行っております。今既に7名の方から、この何日間の中では申し込みをいただいているような状況でございます。

中には、昨年来た方で、また来たいというようなりピーターの方もございます。ニーズは、やはり多種多様でございます。我々の意図する、例えば体験的なものを、松前町の例えば松前漬けづくり体験であるとか、あるいは文化や歴史に興味を持っている方々もおられるだろうということで、そういうサポーターの方々もお願いをしているわけなんですけれども、現実にお話をすると、さっき言ったように多種多様なニーズがあって、サポーターの方を使わないような形のものも結構多くて、むしろ、あまり、せっかくこういう田舎に来たんだから、あまりそういうのに関わりたくないという方も結構多いというふうなことも認識しております。

いずれに致しましても、松前町の良いところをPRさせていただきながら、そしてまたあまり深入りしないようにして、少しでも多くの方に来ていただけるような、そういうPR活動をさせていただいてるというのが現実でございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番。

○1番(飯田幸仁君) 人数とか活動とか、大分よくわかりました、ありがとうございます。

それとですね、ちょっと気になるのは、ちょい暮らしの方は多分半分旅行気分であらっしゃってるのかなという、ちょっとイメージがありまして。というのは、そこに住民票を松前に移してるのか、移してないかっていうのは、移住定住の問題のラインとしては非常に重要な問題だと思うんですね。今いらっしゃる平成29年、30年の方で、実際に住民票移されてる方いますか。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) 今、平成29年度から30年度で見えた方で、実際に住民票を移した方は、今現在1人おまして、この方は今住んでる方です。たまたまですね、この方はもう松前町に定住したいということで、ただ、今清部のちょっと暮らし住宅に入っているんですけども、私どもの方で空家をいろいろ探したりなんたりしておるんですけども、本人の気に入るところがとりあえず見つからない状況で、今ちょっと暮らし住宅をそのまま利用してるというところがございます。委員おっしゃるように、確かにこの方は1人で来た方でございます。ほとんどシニアの2人で来るパターンが非常に多いんですけども、この方々は、やはりちょっと暮らしをしながら、状況を聞きますと、やっぱり定住っていうのは、かなり厳しいんだというふうに思います。ある部分では、旅行気分とまではいかないんですけども、北海道の何十町村かを歩いてみたいという方も実際におります。

ただ、このちょっと暮らしによつての経済効果っていうのは、結構やっぱり高いんですよ。今、30年度の方々の集計はまだ出してませんが、29年度の5組の方のうちの2組はちょっと暮らしですんで、この方々は2週間くらいいるんですけども、2週間くらいの間に町内で使っているそういうものっていうのは、概ね15万円前後のお金を使ってくれてると。これ、あくまでも町内での消費の部分だけです。ですから、そういうことを考えますと、やはり来ていただいて、いろいろと住んでいただいた中での、もちろ

ん定住に繋がるのが我々の目的ではありますが、ちょっと暮らしをすることによる経済効果含めて、これはもうやってですね、その一つのきっかけとして取り組んでいきたいなというふうな思いでいるというのが状況でございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番。

○1番(飯田幸仁君) 着地点のきっかけが、その清部の施設ですね、2世帯分なんですけれども、その他に例えば今空家を探してるお話をされたんですけど、この空家を実際に探してて、その場所と光回線のエリアの場所と重複してて、移住定住されたい人に対しての満足度っていうんですかね、そういった場所の調査っていうのは実際にされてるんですが、その状況を教えてください。空家を提供する際に、実際の空家がどのぐらいあるのかっていうのがわかりましたら教えてほしいんですけど。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) 定住移住がらみの空家部分につきましては、以前の総務経済常任委員会の所管事務調査の中でもいろいろ議論させていただきましたけれども、基本的に広報等でですね、松前町の広報等で貸し出しのできる空家等についての申し込みを我々承って、それが可能であれば登録をしていただくというふうな流れで、うちがおさえてる部分です。松前町内不動産屋さんごいませんので、そういうとっかかりがないということもあって、松前町出身の函館の不動産屋さんと協定を組み合わせながら、そういうところとの情報を共有しながら、私達の持っている情報を、先程言ったような方々が住みたいというふうなことであれば提供しているというのが実態でございます。

当然広報で流した結果としては、今現在持っている物件というのは、私どもの方で持っている物件っていうのは、3、4件しかありません。つまり、町内の空家持っている方、空家って言いますか、住める住宅を持っている方で提供していただいているのは、3、4件しか今のところないんですよ。ですから、そこをご紹介するような形にはなっています。

申し込みと言いますか、問合せは結構あるんですけども、全く住めないような住宅の提供とかが多いものですから、実際にはほとんど手かからずに住める住宅っていうのは、先程言いました3件か4件程度しかないというのが、実態でございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番。

○1番(飯田幸仁君) 空家が、実際に住める状態のものが少ないということなんですけども、例えば豊岡のですね、古い住宅ありますよね、平屋建てのブロック建てで、築50年ぐらい過ぎてるもんなんですけど、あれ4世帯あるので、ちょっと不便かなと思うんですけど、ぶち抜いて2世帯とか1世帯とか、大きなものを一つどーんと用意して、これでどうですかっていうようなアピールをすると、新築の町営住宅を数千万かけるよりは、ちょっと改装費なんかかならないのかなっていう、ちょっと気もしたんですけども、今そういう計画はここ1、2年はないと思うんですけど、将来的にはそういう計画っていうのは、立ててもいいと思ってるのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) ちょっと暮らしの住宅につきましては、今現在清部に1棟2戸の住宅をもって、これをもって今対応しているというのが実態でございます。私どもの考えとしてはですね、皆さんご承知のとおり、ちょっと暮らし住宅っていうのは、どこの町村も今同じような形で移住住宅建てて、移住者を呼び込みするという動きを、活動をしているというのが実態でございます。ですから、我々も29年度から、実際に手を打ってやってみましたけれども、本当に来てくれるのかどうか、実は手探りの状況から始まっております。そういう中で、30年度には16名の方々においていただいたという実績も踏

まえておりますけれども、この状況を鑑みまして、やはり建物に相当なお金もかかりますんで、そういう状況を踏まえた中で、もう1棟なり必要であれば、これは計画をしていかなければならないだろうと、こんなふうに思っております。

ただ、今、先程言いました清部の住宅で、例えばかち合って、日期的にかち合って入れないというふうな状況が生まれた場合においても、町内の空いている住宅などにも声がけをしながら、極力そういうものが使えるのであれば使いたいというふうな気持ちを持ちながら、計画については検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番。

○1番(飯田幸仁君) やはり、何て言うんですか、実際に松前に来ていただいて、暮らしていただいて、松前に非常に興味を持ってもらった。でも、松前側としては、やはり最終的にはちょっと住民票移してもらわないと、何となく安心できない部分ありますよね。いずれ去って行ってしまわないかと。その短期間の間の経済効果は大きいと思うんですが、実は松前で亡くなる、1人亡くなると最低1年間使うお金100万ずつ減るので、1年間に100人以上亡くなってるってことは、1億円ずつの経済損益があるわけですよ。そのスピードと、今回の移住定住の取り組みのスピードが、ちょっと差がありますぎるのではないかと。もうちょっと喫緊の課題として、いかにして住民票を移していただくかっていう、活動自体を何か積極的にやっていただきたいと考えるのであれば、清部の棟が1棟だけっていうのは、ちょっと寂しいような気がします。

確かに、町営住宅が古くなりましてですね、建て替えの工事も実際に行われておりますが、それはそれで必要だとは思いますが、なるべく修理という形で今の平屋の古いものは、ブロックは多分丈夫で、中身を改装すれば何とかなるものもあるのではないかとと思うんですが、そちらの方を広く使っていただいて、もう少し永年住んでいただく、あるいは住民票移そうかなっていう気持ちにさせていただくっていうことも必要だと思います。

もう一つ質問したいのがですね、実は、観光に携わってますと、大体100人中ほぼ全員と言ってもいいんですけども、自然豊かだねえと。交通の部分は別として、自然豊かで非常に素晴らしいというふうな言い方をさせていただいております、大変ありがたいところなんですけども、この自然というものが、一つの移住定住の武器にならないか、ようは観光っていうか、都会の人がただ田舎に憧れるだけではなくって、例えば、ちょっと気管とか呼吸器系統で、ちょっと弱いお子様方が都市部に住んで非常に苦しいような場合に、こういった場所にサナトリウム代わりにですね、例えば使っていただけるような方法、保障はないとは、こういう原因でこうですからこうですっていう確固たる訴えがないとしても、自然の豊かになっていうこの場所については、非常にアドバンテージがあると思われるので、これのサイドからの移住定住の推進っていうものに対して、今まで多分取り組みがなかったと思うんですが、これからもしそういった部分のことについて、これから計画を立てるのであれば、例えばどういった計画を立てて進めていくのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) 自然の豊かさをPRするような取り組みも必要ではないかと。その前段には、町営住宅の改修をしながら呼び込みも考えてはいかがなものかというようなことでございます。町営住宅の改修の部分につきましては、まずは、こられた方々のニーズ、あるいは実際に先進地事例なんかも鑑みますと、やはり多くの方々は一戸建ての住宅って言いますかね、そういうところにニーズがあるような気がしています。うちの場合は、1棟2戸の住宅でやらしていただいてますけれども、だから町営住宅の改修が駄目と

ということではなくて、その辺はニーズ調査をしながら、やはり検討していかなきゃならないのかなと。

もう一方では、非常に今来られる方の中にはペット、ペットと一緒に連れてきたいというような方々も来られますので、そういうことを鑑みますと、どうしても今言った様な共同住宅ではなくて、一戸建ての住宅というような考え方に繋がってるのかなあというふうに思っております。その辺については、先程申し上げましたように、全体の計画の中で検討していければなというふうに思っております。

それから、自然豊かな形の部分でのPRのことでございますけれども、28年度に、この移住定住のリーフレット作成をしております。このリーフレットの更新時に合わせた形で、松前町の夕日の夜景であるとか、そういう自然の部分についても、できれば入れてPRをしていきたいというふうな思いを持っています。

今、力、PRの部分で力を入れさせていただいているのは、ラジオ番組って言いますか、ラジオ番組を通しまして、特に関西方面に強くPRをさせていただいております。従いまして、先程リピーターの方、もちろん来ている方々のところを見ますと、関西方面がやっぱり7割から8割きておられるというのは、そこに大きな、何て言いますか、効果があるのかなあというふうな思いを持っているところでございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当に議員と同じ思いでありまして、最終的に住民票をとというふうなことになってほしいんですけれども、今現在試行錯誤の中で進めている事業でありまして、本当に松前に住みたいという方がおられるのであれば、本当に相手の身になりまして、横断的に、誠意を持って対応することが大事だというふうなことを思っております。職員にはその指示をしてるところであります。結果として住民票変えたいというふうに繋がればいいなと思っております。本当にいろいろ課題あります。悩みながら、何とかいい方向に行けるように進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただきたいなというふうな思いしますので、ご協力一つよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 1番。

○1番(飯田幸仁君) 実は、そのラジオは出演させていただいたことがありまして、松前のPRをさせていただいたんですが、それだけ効果出るとは、全く思ってませんでしたので、ちょっと嬉しい話でしたけども、町長やっぱりおっしゃるようになりますね、住民票ちょっと移してもらうのが一番ベストかなと思ってました。

実は、移住定住推進の中と、その松前にあるいろんな職業のこともそうなんですけど、松前には実はない職業もあって、それが町の中で成り立たないから多分その職業がないのではないかなとは思いますが、案外移住定住、ちょっと暮らしの人達で、実は松前にない職業をもってる人がいたりして、その人方にちょっと活動してもらって、それがもし営業レベル、あるいは生活できるレベルまで例えば売上げが上がったとかってなると、それはその人方はひょっとしたら、そのまま住み着いてくれるんでないかなという、ちょっと考え方も今思っていました。

過去にですね、地域おこし協力隊の方々なんですけど、この方こそ移住定住の推進の中ではですね、住民票を移してくれるし、3年間暮らしてくれるっていう意味で、そういう意味では、移住定住の方のサイドから見るとうってつけな人材だったのではないかなと、そのように思っています。なので、今でもそういった協力隊を呼んで、お願いしてですね、3年間暮らしてもらえるのであれば、その方々の四つの制約があるんですけども、例えば

協力隊が入った町のPRをしなきゃならないだとか、地場産品について勉強しなきゃならないだとかいろいろな制約があるんですけども、その制約に則ってやってくれたら、それこそ松前のPRにもなるんじゃないかなと、そのように考えておりますが、地域おこし協力隊のことについて、町長の方から、今後また採用する予定があるのか教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 地域おこし協力隊についてのお尋ねがございました。確かに、議員おっしゃるようないろいろな条件がありまして、町の地域おこしのためには必要だなというふうに思っております、過去にも地域おこし協力隊、松前においでいただきまして、苦労をかけたところであります。

今後につきましては、まず人材的にも町の職員の数も減ってきておりますので、いろいろな意味で必要があれば、地域おこし協力隊のことにつきましても、常日頃から職員とはいろいろな教育の現場、そして町長部局含めまして、いろいろな話し合いを持っているところであります。状況によりまして、地域おこし協力隊に力をというふうに求めていく可能性もありますので、十分検討してまいりたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 1番。

○1番(飯田幸仁君) 最後の質問になりますけども、私普段からしてそうなんですけども、やはり、こう何だろう、24時間365日人口のことばかりとか考えてて、いろいろな職業のこととか何とかかならんかな、何とかかならんかなばかり考えてたんですけども、実際にやっぱり人と会ってですね、話をすることと、自分の知り合いとかそういう人方に、松前でちょっと暮らしやってるから、ちょっと暮らさないかい、までは言わないですけど、そういう人と会うたび、ようは町外の人と会うたびにちょっと暮らしやってるよ、ちょっと暮らしやってるよっていうことをずっと言っています。

なので、そういった松前でちょっと暮らしをやってますよっていうことが、案外町民にも伝わってるようで、ちょっと伝わってない部分もあるんじゃないかなと思うんですね。なので、町長の方から、例えば広報まつまえあたりには載せてるんですけど、実際に見てない人が多いとかっていう場合に、何か別な発信方法です、町の人みんなが、親戚が町外にいたら、その親戚の人に松前でちょっと暮らしやってっからさ、あんたの友達か誰かで何かそういう興味ある人いたら、何かちょっと声かけてみてくれないかというように口コミが多分一番広がりやすいのかなあと。私は、インターネットでいろいろと発信はしてるんですが、発信はあくまでも発信であって、見る人次第なんですね。なので、最終的にはやっぱり口コミで人伝えに伝えていくのが一番確実だし、わりと親戚がらみの方が紹介してくれるってなると、やっぱりそこに信頼感も得られると思うので、そういった部分で何か発信してもらえればなというふうに思っておりますが、そのことについて、最後に一言お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) やっぱり町民の皆さんが、状況を周知してもらおうっていうのは大事なことだろうというふうに思っております。広報等でお知らせはしてんですけども、いっそう町民の皆さんにも情報提供できるような方法を検討してみたいなというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 15分間休憩します。

(休憩 午前11時18分)

(再開 午前11時33分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

次に、3番福原英夫君。

○3番(福原英夫君) どうもご苦労様です。30分で終われるか、終われるように頑張りますんで。

今回の質問するのは、平成27年の第3回にも一回やったんです。それで、何で今回また改めてやるのかっていうことなんです。町の基本中の基本は、この人口減少、過疎化で崩れてきてしまったなど。それは、地域の婦人会、そこに松前町婦人団体協議会が活動停止したり、老人クラブが活動してる町内会もあったりと、こういった意味で、町を支えていた機能が失われてきてしまったなあとという危機感があるんです。それで、やはりこれはもう一回、一番の町の基本をつくらなければならないんじゃないかな、それ命のことなんです。

それで、先日血液センターに行ってきたんですよ。血液センター行ったら、あなたはもう70になりますねと、来年70なんです。そうずっと血液、献血っていうのは70で終わりなんです、誕生日前に。そうずっと僕はあと2回やれるかどうか、今度は血液センター廃止になりました。あと2回やれるかどうかかなあと。この間、スマホ見てたら58歳の方がドラム缶1本、約400回献血したよっていう方もおりました。僕はまあ近いですけども、それぐらいの数字でございます。しかし、そのときに感じたのが、終活の言葉がやはり浮かびました。終活で、就職の就でないですけども、終わりの活、いやあ、俺もそういう年齢になったのかなあというふうに感じたんです。

それで、この間からずっと町の中で起きてる現象、松前で人生を終えようとしていた人達が、住み慣れた町を離れて行くんですよ。それで、先日私も、皆さんの先輩ですけども、私も大変お世話になった方が孤立死しました。そして、その方の娘さんが朝と晩にお電話入れてます、確認行為をしたそうです。しかし、その後に亡くなられたようでございます。もう一人は、私の身近にいたんですけども、妹さんが毎日のように通ってたそうです、様子を見に。そうしたら、亡くなった。その亡くなり方が、ものすごく厳しい状況だったそうです。それで私は、どうにかして人生の終わり方っていうのを考えてみなければならぬなあ。それと、松前小の裏で骸となって見つかった方がおりました。私は、これも27年のときにこう質したわけです。おい、どうにかできないかと、どうすればこういう不幸な出来事が発生するんだよと。

それともう一つです。大変私も、松前町もお世話になった方々が、自宅を置いたまま松前町から去りました。それと、この方々は、方、1人の方が大変松前町に貢献なった方がなくなりました。それと、松前町で人生を終えようといった人が、またご夫婦ですけども松前を去る。それが隣近所で発生しているわけです。これも、松前で安心して暮らせるっていう、そういう体制、基盤づくりができないものかなと。

それで町長は、今年の新年号ですか、生活満足度の高いまちづくりを目指したいというふうに書いてあったもので。それとまた、よく町長は安心安全な町を目指したいと。そうすると、この二つのフレーズっていうのは、どうなのかなと、どうなのかなあと。それで平成7年度のときの、27年度のときの町広報の議会だよりを見ても、少しは変わってるかなあというふうなことで思ってますけども、まず一つ目、気軽に悩みを相談できる窓口は整っているのかなあというふうなことで、ちょっと町長、そこをまず答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 平成27年の第3回定例議会におきまして、一般質問をいただいたところであります。重複する答弁もあろうかと思えますし、少しは状況変わっている部分もありますので、答弁をさせていただきたいなというふうに思っております。

まず、一人暮らしの高齢者の現状について、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

松前町におけます30年度当初、これは4月1日現在であります。65歳以上の高齢者数は、総人口の7千394人に対しまして、3千522人となっております。65歳以上の高齢化率は47.63%となっております。このうち、お尋ねの一人暮らしの高齢者数は、777人です。65歳以上の人口に対しまして、22.1%を占めているところであります。一人暮らしの高齢者の把握につきましては、身近な地域の相談役であります民生委員の皆様のご協力をいただきながら、地域住民の聞き取りや福祉パトロールなどによりまして、現状を把握しているところであります。全国的にも地域社会から孤立した方が、医師や家族などの周囲の誰にも看取られずに死亡する、いわゆる孤独死につきましては、核家族化の進展に伴い、これは正しく人口減少だというふうに思っております。核家族化の進展に伴いまして増加しております。これが、全国的に大きな社会問題となっているところであります。

松前町と致しましても、同様の事例が発生しております。今、議員のご指摘のとおりでございます。一人暮らしの高齢者につきましては、今後増加することが予想されているために、高齢者孤独死について、大きな問題だというふうに捉えているところであります。こうした状況下の中で、松前町における孤独死をさせないための施策としては、やっぱり地域での見守りが大変重要であるというふうに認識しているところであります。

窓口のお話ありがとうございました。やっぱり地域包括ケアの関係と、社会福祉協議会とか民生委員の方の力を借りまして、やっぱり役場の中で大きく窓口と言いますか、そういう展開はしてきているところであります。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 現状についても、まあ、そのとおりだなあと思いますが、この気軽に相談できる窓口、相談体制。町内を歩いたり、皆さんと違って僕はジョギングしたり、自転車でも町内走り回ってる人間なものですからね、そこでの情報っていうのでしょうか、問い掛けっていうのはすごく多いんです。それで、老人世帯の人達は、そんなに大きい望みはないんです。美味しいものも食べたい、新しい服をほしんだとか、暖房も最低限だろうし、そんなに望みはないんです。何望みがあるかという、気軽に相談できる場所、何かあったときに。そのとき、日常普段お話ししたいんだそうです、お話ししたいんだそうです。たった二つでした。

まあ、今は私は雪かきも頼まれて行ってますけどもね、そういう素朴な、素朴なことなんです。これが町をつくる一番の土台なんですよ。だから、昔であれば、おお、わかったでや、俺雪かきに行ってくるでやとか、話相手のためにお茶飲みに行ってくるでやとか、そういう感覚で物事がされてたんでないかなと。それと、先日会った方が、いやあ、今大磯の行って親戚の家の雪かいてきたでやっていうことなの。そういう繋がりが以前はありました。今はどうでしょうか、なくなっただけです、ないんです。相談したくても、あれ、役場のしたらどこに電話せばいいだべやと、どこに電話すればいいの。福原さん、教えてくださいよって来んです。役場であれば、町民課でも福祉課でも健康、介護の、どこでもいいですよっていうんですけど、普段してないものですから、慣れないものですから、その確認ができないんです。電話するっていう、受話器を持ってないんだそうです。ですか

ら、そういう窓口体制をどうつくるかということなんです、気軽に。そうすつと誰がそれをサポートするかっていうことなの。町長、もう一回、そののところ。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当に、今議員ご指摘のように、やっぱり気軽に相談できる窓口は必要だろうと思いますし、その気軽に話せる環境がですね、今高齢者の方が求めていることにつきましても、十分理解はできるところであります。今現在、先程も申しましたけども、地域包括支援センターを中心に致しまして、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などを幅広く把握して、相談を受け、地域における適切な保健医療、福祉サービス機関との連携などによりまして、制度の利用に繋げるなどの支援を行っているところであります。新たに地域住民が主体となって行われております生活支援のサービス活動に対しましても、本年10月から補助制度を設けたところでありまして、いろんな部分で町内会の皆さんも一生懸命サロンを提供したり、そんな取り組みをしているところであります。

いずれに致しましても、議員ご指摘のように、安心して気軽に相談できる窓口は必要だろうなというふうに思っているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 必要だろうなとは言っていましたけれども、どうそれでは具体的にやるかっていうのは、町長ではなく、いつも言ってますけども担当職員です。担当課だと私は思ってます。それで、その仕掛けをつくるのが担当課だと言いたいんです。それで、私はこう思うんですけれども、昔、私が勤めた頃の保健師さんは、松前町に2人だったと思ってますよね。約2万人の人口に2人でした。そして、1人は本庁におり、1人は江良地区におりました。そして、その人達が積極的に地域を回ったりしてました。それで、支所、三つの支所に保健師さんが巡回していったり、または非常勤職員でいいですから相談員を、地域包括支援の相談員を委託したり、それと民生委員、日赤のお母さん方、いっぱいいるんですよ。そういうふうな人達との連携、まず支所に力を持たせる機能を考えるはどうかなっていう気持ちがあるんです。それで、そのところは巡回方式です。1ヶ月に3回だとか4回だとか。

それで、ここに書いてるの、1ヶ月に1回電話連絡して、去年、27年度のときには1ヶ月に1回、訪問であり電話連絡をして安否を確認しますよと、議会だよりの町長の答弁には書いてましたから、もうそういうラインではなく、支所できちっと窓口を、支所であれば気軽に相談できるっていうことなんですよ。だから、そんなこと、正職員も配置しておりますのでね、そのところも考えていただいて、まず町長、いかがでしょうか、そのような考え方の支所に置くっていうことの方。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 支所のある地域の住民の方につきましては、やっぱり支所の存在は大きいものだというふうに思っております。私もかつて支所勤務しております。やっぱり少し配慮した対応はできるというふうに思っております。現状の中で、きちんと対応できるような体制をとっていききたいなというふうに思っているところであります。

それから、平成27年度の一般質問の際に、当時は見守りの体制づくりのネットワーク化をしたいというふうに答弁をさせていただきました。現状では、松前町高齢者等見守りネットワーク事業を推進しておりまして、さりげない見守りというふうなことから、高齢者の異変に気がついたときなどに、役場に連絡してもらえるような組織体制づくりを今現在しているところでありまして、現在町内の事業、協力事業者が6社おります。それからネットワークに登録申請されている方が12件ございまして、18事業所の中でこのネッ

トワーク事業を展開しております。これにつきましては、今年の6月の町広報にも載せているところであります。多くの事業協力者をいただけるように、登録申請を引き続きお願いしているところでありますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 今見守りの関係の組織なんですけども、なかなか活動部隊としてまだまだ、やはり弱いかなあっているふうに思っていました。それはその次の項目でご質問しますけれども、やはり先程言ったように地域の方々のデータをつくってもらいたいなというふうに思ってるんです。そのデータというのは、独居老人、老人世帯、それと今度はその老人世帯であり、そういう人達がこういう病気を持つてると、こういう環境だよというふうなことは大事でないかなと。それで、地域の人達がそこの中で声かけをしたり、そして、会ったときに訪問してくれたり、そういうことがそこの中でインプットされてるもんですから、ああ、この人今ちょっと調子悪いなあっていったときに、すぐ役場に電話入れる。そういう体制が大事なかなと。

それと、昨日のテレビででしょうか、民生委員が積極的に町内のそういう老人世帯であり、独居老人を歩いている。私達の町の民生委員も歩いてるはずですよ。そここのところ、民生委員だけでは負担になってきますんでね、地域の形、地域の協力力っていうのを充実しなければならぬなと。それで、次の地域の支える体制は十分かっていることなんです。

この間、うちの町でこういうことがあり、地区で、地域のほんの一角のコミュニティが崩れてしまったんです。それは、その老人のグループが4人でした。しかし、1人のお母さんが、娘さんが心配でお母さんを横浜に呼んでしまったんです、その人が核だったんですよ。そしたら地域、その小さい地域コミュニティが壊れて、そして亡くなったんです、1人。いつも声かけして、そしてもう1人はどうしたかという、町内の息子さんがいるから、そっち行った。もう1人はどうしてるかという、自分で動けないもんだから、どうして暮らしたらいいか、どうして雪かきをしたらいいかというふうに、デイサービスを受けてますよ、草刈りどうしたらいいかとか。そうずっと、体力があってもまだ若い頃の僕であり、何人かが歩いてるっていうことなんです。

ですから、そういう地域には町内会婦人部、老人クラブ、町内会のスタッフ、消防団、いろいろあるもんですからね、役場職員がそこに1人張り付いて、昔これは平田課長がやった方法論ですけども、そういう組織を立ち上げるような形ができないかなあと思った。やはりそうすると、1人が1回行けばいいし、1ヶ月にね、そういう巡回方式なんです、地域を支えるっていうのは。それで、この頃よく会うのが、更年期障害で外に足を一歩踏み出せなかったけども、ようやく足を踏み入れると。そういう人達も発見してくれるんですよ。ですから、そういうグループ化をしたり、一つ一つが見えてくる。それが町の基本だということなんです、つくるためには。だから、そここのところ、大変なんです、これやると。僕も十分わかってます。でも、役場職員ならできるなあと。それと、仕掛けは役場職員がやって、動くのは町民、町民主導だということなんです、住民主導、地域主導なんです。そうでないと、役場が何もかにもっていう時代ではないですね。

そんなことで、この組織体制を今の形から一歩踏み出してね、町民課が町内会連合会担当ですから、そこと話し合いをしながら、福祉と話し合いをしながらね、そういう組織運営ができないかなという、どうでしょうか、町長、そここのところ。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 10日の日に民生委員協議会の全体会議がございまして、本当に民生委員の皆さん、大変苦勞されているなあとということ実感したところであります。地域で

支えるのが、本当に大事なことだろうなと思うんでありますが、やっぱり今の現状考えますと個人情報があるっていうふうなことなると、踏み込んでいけない部分もあるんだそうでありまして、民生委員の現場の皆さん行くとですね。ですから、厳しい状況になります。今議員おっしゃるように、地域で町内会も参画して、民生委員も連携しながらっていう、本当にそれができればいいんですけども、なかなか受け入れる方ってのは、生活弱者の皆さんが受け入れてくれない部分もあるんだそうです。かなり個人情報っていう部分では厳しいなあっていうふうな一つの障害がありまして、踏み込んでいけない状況もあるようであります。

本当に一生懸命やっていただいております、本当に苦労されてますけども、やっぱり個人情報を守らなきゃならないっていう立場もありますので、なかなか行政主導っていう考え方もわかりますけども、行政は行政として出せる情報しか出せませんので、ですから難しい部分があるんでありますけど、いずれに致しましても、家族の人が側にいて見守ることが最善だと思うんですけども、家族の人がいない場合もおりますので、その方はやっぱり民生委員の力を借り、更には社会福祉協議会の力を借りながら、やっぱり役場が窓口となりまして、高齢者の方を見守っていきたいというふうに思っているところでありますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 昼食のため休憩致します。

再開は午後1時と致します。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後0時59分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

3番。

○3番(福原英夫君) さっき個人情報の関係あったんですけども、個人情報をクリアするために、どうしたらいいかなあっていう考え方持ってたんです。それで、先程うちの同僚議員が、個人情報あるから、なかなか踏み込めねえよと、こうアドバイスいただいたんです。それ、町長と言われたとおりの話で、それで、考えの一つとしては、行政が個人情報を守って執行する、許せる範囲内はどこまでなのかっていうことなんですね、行政として。今度は地域として許せる範囲内と。それと個々人の繋がりです。許せる範囲内の情報、個人情報っていうのは、それと家族であり、こういうふうに分析していくと、地域の絆であり、地域コミュニティっての、いかに大事かっていうことなんです。それで行政が入っていけないけども、地域の隣人であれば入っていけるよというふうに個人情報の壁っての一つ一つ取り除けるんでないかなと。

それで、こここのところをクリアするために、町内の人達も汗水たらすけれども、行政の担ってる担当者も仕掛けはできるんでないかな、仕掛け。こういうふうにしませんか、こういうふうなことで、こういう形でデータがありますけどどうですかという、そういうところまで掘り下げていかないとならない。

それで、今、お年寄りの方々が転出していく率が高くなってると思うんですよ。自分の上川もそうですし、朝日町内会のある部分のおばあちゃんも、どんどん知らないうちに出て行ってるんですよ。これが過疎の現象の著しい現れだなと思ってるもんですからね。こういう支える仕組み、支え合う仕組みっていうのが、僕は町内会が基盤でないかなと思ってるの、行政は、そこに仕掛けだけ。町内会がその運営、隣人が運営するっていう。先

程言ったように、小さい4件のコミュニティが崩れた原因っていうのは、たった1人の一生懸命その地域を支えてたお母さんが、娘さんが心配で横浜に呼んだ、それが崩壊していったんです、たった1人のお母さんが。だから、それができるのは地域の連携かなあと思ってるもんですからね、町長、そこのところの仕組みづくりって言うんでしょうかね、それをちょっと担当者が動けるような仕組みを町長がつくってあげたらどうかと、そういう問い掛けですよ。どうでしょうか、そこのところ。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 正しく地域のコミュニティが大変重要になるんだらうなというふうに思っております。そういう思いもありまして、今年度、10月から議会の皆さんにお願い致しまして、住民主体生活支援サービスっていう事業を展開してきているわけでありまして。正しく、地域でどういうふうに高齢者の方と、一人暮らしの方と向き合うかっていうふうなことがですね、ここの部分で少しでも力になればっていうふうな思いで、この事業を進めていきているところであります。

本当に、先程も申しましたけども、個人情報、それからプライバシー、これも大きいんですね。プライバシーの侵害にならないように民生委員も苦勞してますし、社会福祉協議会の皆さんも苦勞してます。そういう意味では、地域で支えるのが大事だらうなというふうに思ってますし、そのためにも役場、包括支援センターが主体となった取り組みが大事だらうなというふうに思っております。町長として仕掛けていくお話でありますけど、職員も考えてやっていただいておりますので、もう少し時間かけてやっていきたいなというふうに思ってます。

それから、今回地域でいろんなサロンもやってくれる町内会も多くなってきておりますので、これは正しくコミュニティだなというふうに思っているところであります。

それから、社会福祉協議会さんの方で毎年この時期に高齢者の方にケーキを提供しております、大変喜ばれているようであります。これにつきましては、民生委員の皆さんの力を借りてやっているようでありますけども、今回、松前高校の生徒会の1年、2年なんだと思います。ボランティアで民生委員の方と一緒にケーキの配布のお手伝いをいただいたそうでありまして、民生委員の方も大変喜んでおりました。それから、ケーキをもらった高齢者の方も大変喜んでくれてるっていうふうなお話もいただきました。本当に素晴らしいなというふうに思っております。高校生がそういうボランティアで体験してくれること、本当に定着してくれればなというふうに思っているところであります。

そんな形で、支援センターが中心となってこれからは社会福祉協議会、民生委員の皆さん、地域で支えていきたいなというふうに思ってますので、よろしくご理解いただきたいなというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 今、ケーキのこと、福祉協議会やってるよっていうことをお話されましたけども、町長も青春時代だと思いますけども、うちの斉藤議員もそうですけども、このスタートラインが昭和47年でしょうか、町民体育館ができたときに餅つきをして、全戸のお年寄りの方々にお餅を配ったのがスタートでございました。ですから、それが脈々と続いて、松青協の崩壊した後も福祉協議会が継続して、そして今日に至る。ですから、継続するっていうことがいかに大変かと。そして、それによって感謝される人達のいかに多いかなと。それで、今ひな壇に管理職として座られていた方々もそれは十分ご経験ある方々でございましてね、そういう理念は忘れてはいないだらうし、そういうことの効果って言うんでしょうかね、おわかりだと思います。それで、私、地域を支える体制づ

くりってというのは、役場の担当者が旗振ってやれってということではなく、役場の担当者が仕掛けをした後に、全て地域、地域が主体性を担うんだということなんです。今の町内会も、町民課が窓口で事務局をやってます、全て町内会単位で。それと同じ理屈です。ですから、少しの時間かかるでしょうけども、先程町長言ったように、十分に検討して、地域のコミュニティをもう一回、失われたものを復活さしてもらいたいなど。そして、もう一回地域コミュニティの、地域の協力をそこで回復さしてほしいというふうに思ってたもんですから、質問致しました。

最後でございますけども、巡回相談体制ってということなんです。先程、言いましたけれども、お年寄りの中に病気を持っている方もいるし、健康な方もいるんですよ。その病気が痴呆なのか、足腰悪いのか、それと更年期で精神の心身症に陥っている方もいっぱいいるわけでございます。そういう人のデータをつかって、そうして保健師さんがその役割を今やってるんです、今やってんですけども、月に1回、2回でなくて3回、4回、こう巡回方式でね、その人は1回でもいいんですけど、2回でも、そういうシステムをつくれなかなと。そういう核をつかっての指導體制、それは先程言ったように各支所でこうやる、本町で保健師さん方を、今募集もしておりますけれども、ソーシャルワーカーも募集しておりますので、そういうふうな方々と一体になってそういうことができないものかと、もう一步踏み込んでできないものかなと。

この間、亡くなった方々は、孤独死で亡くなった方は、病気があった、持ってたんですよ、2人とも、持ってたもんですから、これがその役割を担えるの保健師さんよりできないです、お医者さんの次は保健婦なんです。聴診器もあてれるし、注射も打てる、医師の指導の下に、カルテの下にできるんですけども。ですから、そんな意味で、対象者に応じてそういうプログラミングをつかってあげるということが、そんなに何回も行かなくてもいい、電話でも確認できる。そういう体制づくりは、ちょっともう一回、一步踏み込んでできないものかなあと。今のままでもいいんですけど、しかし、ちょっと不十分だなあと。この間、亡くなられた方々も、病気を持ってたけれどもまさかと。しかし、自然に、年齢ですから、亡くなっていく年齢に入っていたかもしれないですけど、極力それを回避できないかなあというのが私の考え方なんです。答弁お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 議員ご指摘のように機動力って言いますか、保健師の確保が大変大事だなというふうに思っております。残念ながら、昨年も募集しましたけども応募がないというふうな状況であります。現状、はっきり言いまして、保健師の人数が充足しているかって言うと、ちょっと疑問を持ってるところでありまして、1日も早く保健師の確保をしたいなというふうに思っているところであります。男性の保健師を採用している自治体もあるようでありますので、いろんな情報を聞きながら、早く保健師を採用して、正しく議員おっしゃるような、高齢者の一人暮らしの皆さんの安否確認含めまして対応できればなというふうに思っておりますし、まずもって保健師の確保に全力であたりたいなというふうに思っております。

正しく、本当に個人情報、更にはプライバシーに配慮しなければ進まない部分もありますので、今ネットワーク化をしております事業者の皆様方と連携とりながら、高齢者を地域から守っていききたいなというふうに思っております。本当に議員ご指摘のように、住み慣れた地域で安心して生活できるような体制づくりに、そんな環境づくりに努力をしていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) この巡回指導っていうのは、いい部分があるんですよ。私もお年寄りの方々に道を歩いていて、僕は自分から声をかける人ですから、挨拶運動を兼ねて声をかけるんですけども、そここのところで会話されることが、私は更年期で苦しんで、ようやく一歩足を外に踏み出せるようになったとか、私、今こういう病気を抱えてるけども、もう少し快適に過ごしたいなとか、いろいろあるんです。それで、僕はこの巡回相談体制はお話をしたい方々がほとんどなんです、本当お話したいんです。そして、そここのところで発散して、また明日への生きる元気、そしてもっと頑張ってみようっていうエネルギーが湧いてくるもんなんですよ、人間というのは。そんなことで、この巡回っていうのは、保健師さんだけでなく、職員でもどなたでもお話相手はできると思ってます。

それで、松前町にも町立病院に、年齢はいつてますけどもね、保健師さんであり、助産師さんであり、養護教諭の資格を持った優秀な方がおりますのでね、年齢的にいつてますけれども、当面やはりお願いして、そして、そのエキスパートのアドバイスを受けながらね、そして、再任用もごさいますし、退職した後、非常勤職員もごさいますでしょうから、そうすつと70までは十分に対応できますのでね、どうしても厳しい場合は、そういう素晴らしい人材が松前におりますのでね、考えてもいいんでないかなと。

それで、私は、大きい投資はいらんと思うてる人ですから。町内会単位で物事をするっていうのは、少ない投資で最大の効果を上げるっていうのが町民主導だと思ってます。それで、町内会に5万円ずつやって100万単位ぐらいで終わる程度、そして町内会も出資する、お互いが出して有償ボランティアを育てながら、そして、町内会としてのボランティア活動を運営する。これは、去年行ったところでの勉強したことでごさいますけども。やはり、それとスピード感。いつも町長が検討します、今、担当と話しますですかとかこう言いますが、待ってられないはずで、スピード感で対応してもらいたいと。そして、いい結果を残して、次へのステップへ町長もいかれたらいいんでないかなっていう気持ちなんです。ですから、スピード感がなくて、対応が後手後手に回ればやはり厳しい声がかかるかもしれません。やはりスピード感だと思います。

そして、今日の新聞でしょうか、旭川市の窓口が委託するという大きい見出しで出ております。私は、もうずっと考えてました。何を考えていたかという、うちの職員が人口規模がこういうふうには減少していつて、それでどこに集中して行政運営するか。どこを削るのか、どこを減っていくのかと考えて、ずっとこれは考えてました、議員をやってから。ああ、旭川もう入ったんだなあ、来年やりますよね。だから、皆さん方が動くような、機動力を発揮できるような、そういう体制は町長であり、副町長であり、教育長でありが考えるべきでないかなと。やはり、人がいらなくなるんですよ、もう旭川がやったんですから。

それと、第二のラインが来てました、この間、10月28日に道新に、非正規職員、公務員の、これが出てましたよね。ですから、先程尾坂課長と同一労働、同一賃金の関係、一回進んでる段階で教えてくれよと。ここが今一番の大きい受け皿になってるんです、松前町の。公務員ではないけれども、準公務員として。ここの処遇を上げてあげる、資格を持った人はこれだけだとか、そういうふうなことは独自でもできるし、同一労働同一賃金の方向性が出たときにもできるけれども、歯止めをかけるにはこここのところもあるなあと思ってたもんですから、まず町長、スピード感を持って対応できるように、みんなを叱咤激励していただければなと思ってます。最後ですけど、町長。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当に議員心配されるように、人材の確保大変でございませう。ちょ

うど保健師の話もさせていただきましたけども、本当に役場の職員も定年という制度ある中で、再任用って今スタートしてますけども、いろんな意味で人材確保のためにも、それは再任用の職員の力もこれから借りるような状況をつくっていかないと、町の体制つくれないなというふうに思っているところでありまして、しっかりとした対応をしていきたいなというふうに思っているところでもあります。本当に60、本当に65までもきちんと働けるような環境をつくって、この町をみんなで守っていくというふうな方向づけて進めたいというふうに思います。スピード感あるかどうかは、次の一般質問でお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 次に、10番齊藤勝君。

○10番(齊藤勝君) 私の表題、難聴地区の解消、ラジオです。都会の人から言われたら、まだこんな地域あるのかと、こういうふうに笑われるような通告をしました。

9月の胆振東部の地震で、松前町も長いところは2昼夜、私のところは1昼夜だけだったんですけど、大規模な停電になって、ブラックアウトっていうふうに騒いでますけども、私の家でも老夫婦2人でろうそくを灯して、たった一つの楽しみはラジオでした。12月の広報の中に、町民から質問がありましたね、ラジオが聞こえないところあると。それに行政側は、NHKはほぼ全域を網羅していると、こういう答弁を書いてるんですけども、本当に町内にNHKが聞こえないところあるんだと承知しておりますけども、大体これは川合課長、大体どの地域かなってのは、あなた自身調べてくれると思うので、あなたから答弁もらいます。

○議長(伊藤幸司君) 町民課長。

○町民課長(川合秀樹君) いきなりくるとは、ちょっとびっくりしました。

では、通知があった後、私、昼と夜とそれぞれ2回調べました。夜っていうのは、夕方ですけど、もう今の時期は4時半ったら暗くなりますんで、全町調べまして、一応車のラジオ、公用車のラジオですね、それと一緒に私個人で持ってる携帯のラジオありますんで、これと一緒に持ちまして調査しました。その中で、本町地区については、大体沢の部分も含めまして、ほぼ、多少電波の弱いところはありますが、ほぼ聞こえるかなと。小島地区も大体そのような感じですね。小島地区も一部、茂草の林地区がですね、ちょっとやっばり中に入ってますんで、若干電波は弱くなりますけど、道路歩いてる限りはほぼ聞こえるというよう状況でございました。大島地区に入りまして、清部につきましても、まあ大体受信状況がいいかなと。江良もほぼ受信状況が良いと。本町に比べるとやっぱり若干落ちてしまいます。問題がですね、原口地区なんですけど、原口が、昼間は原口の高台もそうですし、下の部分もそうですけど、少し聞こえます。ところが夜になりまして、4時半過ぎて暗くなると、これがもうほとんど聞こえないような状態ですって、もう何て言うんですか、電波が混線してしまってますって、これが非常に困ったところだなと。

NHKの場合、松前はご存じのように周波数が1千161キロヘルツとなっております。函館放送局の管内ですから、函館の放送局と江差にもラジオ放送所があるんですけど、ここも同じ放送をしてるわけです。ですから、江差の方が792キロヘルツ、函館が675キロヘルツということで、この2箇所も原口に関しましては、ちょっと試しに合わせてみたんですけど、残念ながら1161の松前のヘルツと同じような状況でございました。ということで、夜に関しましては、日が暮れてからっていうことからいうと、残念ながら原口地区はほぼ全域が難聴地区、NHKに関しましてはですね、そのような一応調査した中では、そのような感想でございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) これ、ブラックアウトの時点で、私はろうそくを灯してって言いましたけども、今はスマホでラジオを聞いたり、テレビを観たりということが出来るんだというふうにも承知してます。ただ、それをつければスマホの電池がどんどんどんどんなくなってって、全く使えなくなるよという話も承知して、今質問してるわけですよ。

NHK、特にAMですけど、FMの話は私しませんけども、AMだけはですね、どこにいても誰でも聞けるように努力しなきゃならないのがまちづくりだと思うんですよ。これ原則だと思うんです。ですから、これNHKとですね、十分協議して、木古内地区を十分調査してもらったうえで、どんな整備の仕方があるのかというところに目を向けていかなければ、携帯ラジオが、いわゆる電池式のラジオが聞こえないってことは、全く情報が入らないってことになります、停電になりますと。ですから、それは町長として責任を持って、NHKと話をしてですね、どんな解決方法あるのかということを考えていかなければ、松前の方が世の中から遅れるってことになりますから、この辺、町長どう思いますか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当に9月6日、北海道で震度7という記録的な震災になったわけでありまして。この中でもブラックアウト、北海道が全道にまたがりまして停電になるというふうなことで、大変不安な日々を住民の皆さんがしたわけでありまして。今、議員ご指摘のように、情報とれる手段ってというのが携帯電話で今はできるんでありますけども、それも車から充電して、車のエンジンから、車から充電して携帯に充電するってというふうな状況を経て情報をもらえるというふうな状況であります。本当に電気の必要性、本当に痛感に、実感されたところでありまして、まず情報をとる手段、携帯電話持ってる人は手段はあると思うんですが、持ってない人がいますので、その人方にも配慮した対応をとっていききたいなというふうに思っております。

NHKの方にはですね、早速お話をしていきたいなというふうに思っておりますし、まず実態の、原口地区のですね、今課長から答弁しましたけども、その実態をNHKの方にきちんと把握してもらいたいなというふうに思っておりますので、その動きをこれからしていきたいなというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) NHKとやっぱり接触してですね、どんな解決の方法あるのかと。昼であれば大体入ると、さっき課長答弁ありましたけども本当に暗くなれば、ほとんど聞き取れないとこたくさんあるんですよ、私も歩いてみました。彼は耳がいいから聞こえるかもしれないけども、私のような年寄りになればなかなか聞き取れないというような電波の状態ですよ、現実には、茂草の林の奥の方に行けば何とか聞ける、嘘です、聞こえません。原口の神社の方に入っても聞こえません、嘘です、聞こえません。

ですから、やっぱり今はスマホでも携帯ラジオ聞けるわけですから、何とかしてやっぱり平等な扱いを受けるようにですね、NHKに強く働きかけるということが必要だと思います。これは、町長確認しておきますけども、よろしく頼みますね。あと質問はしません。

それと、次は民放なんです。これも12月の広報に載ってた行政側の答弁なんですけども、民放に関しては非常に困難ですと、こういうような返事してるわけですよ。これなぜ困難という言葉を使ったのか、答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 町政に対する意見箱で、そのような答弁をさせていただきました。現実的なことを申し上げますと、実は、STVラジオで日高晤郎ショーがラジオで流され

ておりまして、私も何回か晤郎ショーに出席させていただきました。その都度晤郎さんからは、松前町で公開録音できないかと、これも金もかかります、日高晤郎さんと呼んでくると。できないかっていうふうな話を受けるんですけれども、その都度、そのたびにですね、晤郎さん、私、松前、残念ながらSTV入らないんですよって話はさせてもらってます。町民の皆さんに聞いてもらいたいんですけど、ですけど、町民が聞けない放送を晤郎さんに来てもらうってことになりませんので、ぜひその辺を、その実態をSTVの担当のディレクターにもお話をさせていただいております。

しかしながら、やっぱり先程のような答弁したってことは、今議員ご指摘のようにパソコンでradikoだとか、いろんな聞く手段あるわけでありまして。例えば、STVが松前にシフトしますとすると、1億5千万以上の金がかかるんだというふうに聞いてますけれども、補助制度もありますけれども、しかしながら実態、施設を管理するっていうふうなことを考えますと、ちょっと地団駄踏むような状況があるということがですね、あのようなお答えになっているところであります。

しかしながら、本当にNHKも聞けて、民放、HBCもSTVも聞ける状況が一番いいわけでありまして、STVの民放の方にもいろいろ相談はしていきたいなと思っております。いずれに致しましても、民放サイドっていうのは、そういう状況下にあるということをご理解いただきたいなというふうに思ってます。引き続き、要請はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) この北海道の民放ですね、HBCとSTVが主だと思うんですけども、この5月のさくらまつりにHBCの番組が来ましたね、ラジオのね、そしたら司会の人、私方いくらしゃべっても、ここはHBC入らないんですもんねと、みんなの前で言われたんですよ。こんな馬鹿にされたと思ったことありませんよ、私。ですから、民放に今、町長が1億5千万程度かかるっていうけども、本当に正式に見積してもらった額なのかどうか。例えば、HBCで1億5千万、STVで1億5千万というふうな意味なのかどうか。更には、きっちりと民放に相談してはじき出した1億5千万なのかっていうことをまず答弁ください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 1億5千万というお話をさせていただきましたけども、5年前にSTVさんから見積もりをいただきました。それで1億くらいという見積もりなんでありますけれども、年数も経ってますので、1億5千万というふうなお話をさせていただきましたけども、この辺につきましては、もう一回HBCとSTVにお願いしてみたいなというふうに思っております。

5年前の数字から1億5千万という、おおむねの数字を言わせていただきました。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) 町長ね、今の1億5千万にこだわるわけでないんだけども、やっぱりきちっと、どの程度の経費で、STVはいくら、HBCはいくらっていうような一定の見積もり程度のを徴しなければならぬと思うんですよ。

総務省に補助制度ありますね。難視聴地域は3分の2の補助制度ありますね。町長が言う1億5千万かかるのであれば、1億円は助成することになるんじゃないですか。あとは起債だろうが何だろうがやらざるを得ないと。やっぱりね、今情報の時代ですから、特に停電なんかになれば、このラジオが全てですよ。私らのようにスマホ持ってもわから

ない人、スマホを持ってない人もいるわけですから、そういう人のことに配慮しながら、NHKはもとより民放もきちんと見積もりをとって見て、調査してもらってとって見て、その金額はどうかかっていうことをおさえなければならぬと思うんですけども。もし、わからなければ、3月の議会でも同じ質問しますので、ご答弁ください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 今、総務省の補助のお話をいただきました。正しくそのとおりでありまして、3分の2の補助制度がある、起債の対応も十分可能なのでありますが、やっぱり行政側として、そういう施設を整備するっていう、まずもって放送事業者が納得していただかないと、これは民放のHBCなりSTVの放送事業者がですね、きちんとした理解してもらわないと進まないだろうというふうに思っていますので、その辺も含めまして検討させていただきたい、対応させていただきたいなというふうに思っています。3月の議会でお願います。よろしくお願います。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) 3月まで調べておいてください。質問しなくても、個人的にも課長に確かめることができますので。

それと、広報に載ってた非常に困難って言葉は、財政面で困難だという意味なのかどうかって、これ答弁されてませんので、多額の経費がかかりますっていうことを言わなければ、非常に困難っていうのは何の困難だかわからないっていうんですよ、これ。どういう困難なのか意味わからない、町民が。非常に困難っていう言葉であれば、予算的なのか、あるいは電波なんぼ引っ張っても届かぬえのかなと、そう思うわけですよ。ですから、これ非常に困難っていうのは財政面で、予算面で大変だということであれば、課長からいいです、答弁してください。15分経ちましたので、答弁したら終わります。

○議長(伊藤幸司君) 町民課長。

○町民課長(川合秀樹君) 予算面、そうですね、予算面につきましては、ちょっとまだ何て言うんですか、見積もりもきちんとしてませんし、財政の方にも相談してませんし、予算面もそうなんですけど、やはり、何て言うんですかね、触れたら駄目なのかもしれないんですけど、先程町長の答弁にもあったんですけど、やっぱりインターネットの関係で、民放のラジオが、確かにスマートフォン持ってる人限定、パソコン持ってる人限定ってことになるんですけど、そういう形で無料で、北海道であればHBC、STVがそういうスマートフォンとか、パソコンで無料で聞けると。それも何て言うんですか、非常にきれいな音で聞けるといようなこともありまして、実は、民放の方もちょっとやっぱりエリア拡大に関しては、ちょっとなかなか難しいっていうような話をされてるんですよ。ですから、そういう意味も含めての困難という言葉を使わせていただきました。財政の面だけでなく、やはりそういうふうな、何て言うんですか、やっぱり民間の企業なものですから、なるべくエリアを広げないで、できれば聞いていただく方にそういうものを用意していただいて、聞いていただきたいなというような、何か表れのようなところもありまして、それで困難という言葉を使わせていただきました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) そういう答弁聞けば止められなくなってしまうんだわな。いい、何もあなたに発言求めてないから。

スマホなり、パソコンなりであればよく聞けるとい答弁ですよ。今の80歳を越える人方、あるいはスマホ持ってもパソコン持っても、その操作すらわからないのが実態でないかなと思うんですよ。そういうことがあるので、民放側でもなかなか電波を

広げたくないという意向だっというふうにあんたの答弁では聞こえたわけ、今。そうであればおかしいなと思わざるを得ませんよ。

確かに私はパソコン持ってるけども、スマホは持ってません、まだガラケーですから。ガラケーで、この間の地震のとき、ろうそく灯しながらやってみたら、すぐ電池なくなって充電できないと。それからたと気がついて、札幌行ったついで車で充電できる充電器を買ってきました。ですから、そういうことをできる人方だけいいんですよ。一番末端にいると言うか、電波の届かないところにいる人にどういうふうにしてやるかっていう発想に立たなければ、行政としては成り立たないと思うんですよ。ですから、あんたはいいけど俺は駄目っということになるわけだから、こういうことを十分認識しながら、3月に期待しております。ちゃんと見積もりをしてもらって、どんな方法があるのかということを経営者に一般質問通告できませんのでね、予算委員会でも何でもやらしてもらいますので、十分勉強してください。答弁入りません。

○議長(伊藤幸司君) 以上で通告のあった一般質問を終わります。

◎議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第76号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(石山英雄君) ただ今議題となりました議案第76号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員寺嶋貢也氏は、平成30年12月19日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

寺嶋氏につきましては、松前町字朝日432番地1にお住まいで、昭和13年7月14日生まれの80歳でございます。また、委員歴でございますが、平成15年12月20日から委員をお願いし、現在5期目でございます。

以上が議案第76号でございます。何卒議員の皆様方のご同意をお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第76号について、提案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第76号は提案に同意することに決定しました。

◎議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第77号、職員の給与に関する条例等の一部を改正

する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第77号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料として添付しております概要の1ページをお開き願います。

1、改正の趣旨であります。国家公務員に対する給与改定に関する人事院の勧告を踏まえ、職員の給与改定及び特別職等の期末手当支給率の改定に係る規定を整理するため、関連する条例を改正しようとするものであります。

2、改正の主な内容であります。(1)は職員の給与に関する条例の一部改正であります。①は、給料月額で、平成30年4月1日に遡及し、平成0.2%引き上げようとするもので、行政職給料表は15ページ以降の別紙2をご参照願います。②は、期末勤勉手当であります。アとしまして、再任用職員以外の職員は勤勉手当を0.05ヶ月分引き上げ、期末勤勉手当合計で年間4.45ヶ月分に改めようとするもので、平成30年度及び平成31年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。イとしまして、再任用職員は、勤勉手当を0.05ヶ月分引き上げ、勤勉勤勉手当合計で年間2.35ヶ月分に改めようとするもので、平成30年度及び平成31年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。③は、宿日直手当であります。勤務1回に係る支給額を現行4千200円から4千400円に。退庁時から引き続いた勤務は、現行6千300円から6千600円にそれぞれ改めようとするものであります。

2ページをお開き願います。次に、(2)一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。①は、特定任期付職員の給料月額であります。平成30年4月1日に遡及し、1号棒から7号棒まで、それぞれ月額1千円引き上げ、それぞれ記載のとおり改めようとするものであります。②は、期末勤勉手当であります。0.05ヶ月分引き上げ、年間3.35ヶ月分に改めようとするもので、平成30年度及び平成31年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、(3)町長等の諸手当額並びにその支給条例から、(5)議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例までの一部改正であります。それぞれ期末手当を0.05ヶ月分引き上げ、年間4.45ヶ月分に改めようとするもので、平成30年度及び平成31年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、3、その他であります。(1)の新旧対照表は、別紙1として3ページから14ページに。(2)の行政職給料表は、別紙2として15ページから18ページにそれぞれ添付しておりますので、ご参照願います。

次に、附則でございます。13ページをお開き願います。第1項と第2項は施行期日等の規定、第3項は給与の内払いの規定。

14ページをお開き願います。第4項は規則への委任の規定をそれぞれ記載のとおり定めようとするものであります。今回の条例改正による給料表の改定、期末勤勉手当の制度改正による影響額は、特別職などを含め、一般会計で304万6千円となります。

以上が議案第77号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第77号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議事日程協議のため議会運営委員会を開催しますので、 暫時休憩致します。

(休憩 午後 1時46分)

(再開 午後 2時00分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎諸般の報告

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

◎議事日程の追加の議決

○議長(伊藤幸司君) この際議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることに決定致しました。

◎議案第71号 平成30年度松前町一般会計補正予算(第5回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第71号、平成30年度松前町一般会計補正予算(第5回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) それでは、ただ今議題となりました議案第71号、平成30年度松前町一般会計補正予算(第5回)について、その内容をご説明申し上げます。

平成30年度松前町の一般会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ775万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4千178万4千円に致そうとするものでございます。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正です。既定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行

為補正」によろうするものです。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。11ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目議会費で、13万3千円の増額計上です。3節議員期末手当として、13万3千円の計上です。これは、国の人事院勧告に準じての対応による増額分でございます。

12ページでございます。2款1項1目一般管理費で、60万円の増額計上です。9節共通旅費として、60万円の計上です。これは、主に9月6日に発生した北海道胆振東部地震の災害派遣対応分等の特殊事情による増額分と、今後の決算見込みに対する増額の計上分でございます。5目地域振興費で、206万円の増額計上です。11節パートナーシップランド管理燃料費として、58万7千円の計上です。これは、前年実績などを基に計上しておりましたが、今年春の使用が多かったこと、更に燃料費の高騰による増額計上でございます。次に、民放テレビ中継局管理修繕料として、31万4千円の計上です。これは、民放テレビ中継局のGPSアンテナ2基が9月の停電後の点検において異常を確認したことから、その補修を要する費用の計上分でございます。次に、ふるさと松前応援寄附受入印刷製本費として、69万2千円の計上です。これは、ふるさと松前応援寄附をされた方々に対し、松前応援町民章を交付しておりますが、その在庫が少なくなっていることから、その補充分と、新規のPR用リーフレットを策定するため、その費用の計上分でございます。19節地域生活バス運行事業補助金として、46万7千円の計上です。これは、大漁くんバスの運行に関わる費用で、主に燃料費の高騰による運行経費の増額が主な要因で、その費用の計上分でございます。

13ページでございます。2項2目賦課徴収費で、10万3千円の増額計上です。11節消耗品費として、4万2千円の計上です。これは、今後の確定申告等で利用するプリンターの購入費用の計上分でございます。18節備品購入費として、6万1千円の計上です。これは、現在使用中の確定申告用プリンターが、使用頻度も多く、故障などの不具合が生じており、支障を来しているため、新たなプリンター3台分の購入費用の計上分となっております。

14ページでございます。3項1目戸籍住民基本台帳費で、16万2千円の増額計上です。13節個人番号カード管理裏書き印字専用システム改修事業、失礼、改修業務委託料として、16万2千円の計上です。これは、個人番号カードの裏面印刷システムと、来年5月に改定となる元号の変更に伴うシステム費用の計上分でございます。

15ページでございます。3款1項1目社会福祉総務費で、39万6千円の増額計上です。8節報償費から14節使用料及び賃借料まで、行旅死病人取扱事業で、合わせて39万6千円の増額計上です。これは、去る11月13日に、松前沖で漂流遺体が発見されたことに伴い、既存予算を支出したことから、今後同様の事故があった場合に対応のため、2名分の計上分でございます。次に、3目老人福祉費で、1千152万2千円の減額計上です。19節北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金として、1千383万3千円の減額計上です。これは、前年度の療養給付費負担金の額の確定による減額計上分でございます。28節介護保険特別会計に対する繰出金として、231万1千円の増額計上です。この主な要因は、保険事業勘定の介護予防サービス計画作成委託料の決算見込みによる増額分と、サービス事業勘定の人事院勧告に基づく人件費の増額によるもので、その計上分でございます。

16ページでございます。2項1目児童福祉総務費で、300万8千円の増額計上です。8節松前っ子誕生祝金として、290万円の計上です。これは、当初の出産見込みより対

象児童の第2子と第3子のお子さんが多くなったため、その費用の計上分となっており、今後の見込みを含めての増額計上分でございます。

17ページでございます。4款1項2目母子保健費で、60万1千円の増額計上です。13節妊婦健康診査業務委託料として、60万1千円の計上です。これは、当初予算後において、健康診査項目の追加や単価の改正があり、更に出産対象者が見込みより増えていることからの増額の計上分でございます。

18ページでございます。2項1目清掃総務費で、16万7千円の増額計上です。19節渡島廃棄物処理広域連合負担金として、5千円の計上です。これは、連合負担金の確定が遅くなったため、前年実績を基に予算計上したところ、5千円の不足を生じたことから、その費用の計上分でございます。次に、渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)として、16万2千円の計上です。これは、標準報酬月額改定分と人事院勧告による松前町負担分の増額の計上分でございます。

19ページでございます。6款3項1目水産業振興費で、322万4千円の増額計上です。13節海岸漂着物等処理、海岸漂着物等委託料として、200万円の計上です。これは、10月30日に清部海岸に漂着した朝鮮半島からのものと思われる船の処理に既存予算を消化したこと、更に、11月18日に弁天海岸と小浜に漂着した船体の処理に係る分など、松前沿岸に漂着が想定されることから、今後の処理対応のための費用計上分でございます。次に、19節漁業支援総合補助金、松前市場取水設備整備事業分として、122万4千円の計上です。これは、松前港にある松前市場の取水施設が老朽化し、水量が弱くなっていることから、新たな取水経路により整備するため、さくら漁業協同組合にその費用の2分の1を補助し、対応致そうとするものでございます。なお、事業概要につきましては、末尾の参考資料37ページに掲げておりますので、ご参照願いたいと思います。

20ページでございます。9款1項1目渡島西部広域事務組合費で、31万5千円の減額計上です。19節渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)として、31万5千円の減額計上です。これは、標準報酬月額改定分と人事院勧告による人件費の増などがありますが減額の主な要因は、職員1名の退職による人件費の減によるもので、事務組合の補正による減額計上分となっております。

21ページでございます。10款2項1目学校管理費で、112万5千円の増額計上です。11節学校管理燃料費として、112万5千円の計上です。これは、燃料費の単価の高騰により、年度末までの決算見込みによる増額の計上分でございます。

22ページでございます。3項1目学校管理費で、71万6千円の増額計上です。11節学校管理燃料費として、71万6千円の計上です。これも燃料費の単価の高騰により、年度末までの決算見込みによる増額の計上分でございます。

23ページでございます。4項3目図書館費で、27万2千円の増額計上です。4節社会保険料で、27万2千円の計上です。これは、当初、臨時職員を社会保険対象の7時間勤務2名と、社会保険対象外の4時間勤務3名を予定しておりましたが、公募の結果、7時間勤務の社会保険対象者が3名と、4時間勤務1名での運営となったことから、社会保険料対象者が増えたことによる増額分の計上でございます。4目社会教育施設管理費で、53万3千円の増額計上です。11節町民総合センター管理燃料費として、39万5千円の計上です。これは、燃料費の単価の高騰により、年度末までの決算見込みによる増額計上分でございます。12節町民総合センター管理手数料として、13万8千円の計上です。

これは、総合センターの排水や汚水は全て浄化槽まで配水管を通して流れていきますが、最近頻繁に配水管の詰まりが原因で流れが悪くなっていることから、詰まりを解消するため、バキュームによる吸い上げ清掃を実施するための費用の計上分でございます。5目文化財費で、9万6千円の増額計上です。9節文化財保護管理費として、9万6千円の計上です。これは、松前神楽が国の重要無形民俗文化財に指定されたことに伴い、今後も松前神楽北海道連合保存会事務局である小樽市などへの出張が予定されているため、その費用の計上分でございます。

24ページでございます。5項3目学校給食費で、16万3千円の増額計上です。11節燃料費として、16万3千円の計上です。これは、燃料費の単価の高騰による増額計上分でございます。

25ページでございます。12款1項1目元金で、17万円の増額計上です。23節長期債償還元金として、17万円の計上です。これは、当初予定の利率見直しにより、償還元金の確定による増額計上分でございます。2目利子で、242万円の減額計上です。23節長期債償還利子として、242万円の減額計上です。これは、当初予定の利率見直しによる起債償還分の利率が下がったことによる計上分でございます。

26ページでございます。13款1項1目職員給与費で、848万6千円の増額計上です。2節給料から、27ページの4節共済費まで、全体で848万6千円の計上です。これは、国の人事院勧告による増額分と、決算見込みによる計上分でございます。

以上が歳出でございます。次に歳入でございます。7ページをお開き願います。

2. 歳入です。9款1項1目地方交付税1節地方交付税で、434万7千円の増額計上です。これは、歳出財源に対応するための計上分でございます。

8ページです。14款1項1目民生費道負担金1節社会福祉費負担金で、行旅死病人取扱負担金として、39万6千円の増額計上です。歳出事業で計上しております行旅死病人取扱に関わる道費負担金の計上分でございます。

9ページでございます。16款1項2目総務費寄附金1節総務管理費寄附金で、北海道胆振東部地震義援金として、3万円の計上です。これは、全国市町村水産業振興対策協議会より、北海道胆振東部地震により被災され、災害救助法が適用された会員市町村に対し、お見舞いとして義援金を送られてきたものでございます。

10ページでございます。19款5項6目雑入1節雑入で、学童保育食糧費保護者負担金として、17万8千円の計上です。これは、歳出事業で計上しております学童保育に関わる食糧費の保護者負担分の計上でございます。次に、雇用保険料等個人負担金として、13万1千円の計上です。これは、図書館の臨時職員に関わる雇用保険の個人負担分の計上分でございます。次に、渡島西部広域事務組合前年度決算剰余還付金として、221万8千円の計上です。また、渡島・檜山地方地方税滞納整理機構負担金前年度決算剰余還付金として、45万3千円の計上です。更に、平成29年度水産基盤整備事業負担金精算還付金として、5千円の計上です。これは、いずれも平成29年度確定決算における還付金の計上分でございます。

以上が歳入でございます。2ページにお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入でございます。歳入の合計が、補正前の額57億3千402万6千円、これに775万8千円を増額補正致しまして、補正後の額を57億4千178万4千円に致そうとするものでございます。

3ページでございます。歳出です。歳出につきましても歳入同様、補正前の額に775万8千円を増額補正致しまして、57億4千178万4千円に致そうとするものでござい

ます。

4 ページでございます。第2表債務負担行為補正です。追加の分として、行政情報システム改修業務委託料について、記載のとおり限度額を補正致そうとするものでございます。これは、来年5月1日に実施予定の元号の改正に伴うシステム改修分で、新元号が4月公表と予定されているため、債務負担行為による改修費用の計上分でございます。

以上が議案第71号です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番。

○5番(工藤松子君) 19ページの水産振興費19節漁業支援総合補助金の部分で、参考資料の方の図からですが、新規の取水箇所、このところが図面の上でも何か水が滞留する部分じゃないかなと思われまして。それで、本当にこの場所でもいいのかな。お金の方のことの質問ではないんですけども、水をとるところが、取水管が目詰まりしたり、何かおきやすい場所じゃないかなと思われまして。現状の場所は、まだ海流が流れる感じがするんですが、どうもここ滞るんじゃないかなと思うんです、滞留するんじゃないかなと思うんです。それで、いかかなもんでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 水産課長。

○水産課長(佐藤祐二君) ただ今、取水設備の取水口の関係についてのご質問でございます。参考資料の部分でございますが、図面上で新規の取水箇所ということで、ちょうど角地になっている部分でございますけれども、経緯を申し上げますと、現状の取水経路につきましては、20数年経ちまして、中の配管にイガイですとか、そういう付着物がついて、今まで清掃してきたわけですけども、ちょうどメンテナンスがもう不可能になってきたというふうな経緯がございます。新たな取水経路を検討した結果、図面上の「○×」という経路、ここは既存のマンホールの大きな穴が空いておりまして、その中に取水管を通して市場までの経路で取水できると。ご心配の角地でゴミが詰まりやすいんでないかというようなことでございますけれども、この大きなマンホールは確かに角地にありますが、その下に取水ポンプを海面下の方に降ろしまして、ポンプの取水口も当然ゴミが詰まらないような仕組みになってますので、そのようなことで、ゴミ詰まりの心配はないというようなことで検討した結果でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長(伊藤幸司君) いいですか。

他に。

11番。

○11番(西村健一君) 今、5番議員と同じところなんですけど、参考資料基に2点ほどお聞きしたいと思います。

今の取水について、心配ないちゅうことでわかりました。その他にですね、これ現状私も当時現役の職員だったんですけど、何ミリ管入ってたか、ちょっと記憶薄れたもんですからね、現状の管が何ミリ管で、材質はスチールだったか、塩ビの管であったかその辺もね、記憶が定かでなくなったんで、新しくする方はどんな材質の管をして何ミリ管でやるのか。耐久年数は大体、おおよそ何年くらいを想定しての取り替えになるのか。その辺だけお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 水産課長。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時22分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

水産課長。

○水産課長(佐藤祐二君) 大変申し訳ございません。現行の取水経路、別な場所なんでもございすけども、交換で50ミリの管が入っております、新しい取水パイプについては、VPの65ミリ、65ミリで施工致そうとする内容でございます。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

9番。

○9番(梶谷康介君) 2点お尋ね致します。1点目はね、愚問ですけども、16ページのね、松前っ子誕生祝金の290万円、どういうふうに解釈したらいいんだろう。今、松前町のお祝金の制度があるからこういう状況が発生したのか、それとも自然の成り行きだったのか。その辺はどういう見解されてますか。

それから、19ページ、今2人の議員から質問ありました。この荷捌所の取水の件なんですけどね、これ平成27年度に大改修やった工事ですよ。3年でこういう状態おきるんですか。その辺、私疑問に思うんですけども、何か特別な事情でもあるんですか。この2点、お尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) ただ今、梶谷議員からご質問ありました16ページの松前っ子誕生祝金なんですけども、この制度自体は、27年度から初めておまして、今回290万と、ちょっと額が大きくなっておりますけども、先程提案説明したとおり、当初予算では25件の出産の予定人数を見ていたんですけども、10月末現在の状況と、妊婦届とかで年度末までの出産予定の方を見込みました結果、トータル年間35件の出生件数が見込まれるということで、それも第1子でなくて、2人目、3人目の方が増えたということもあって、額的にも膨らんだという理由がありますので、よろしくご理解願います。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、水産課長。

○水産課長(佐藤祐二君) 市場の関係のご質問でございます。議員お尋ねのとおり、平成27年度に市場の大改修工事を実施しております。この際に取水と排水の部分も当然検討しております、実際としまして、取水設備の方はまだ大丈夫だよということで現状の傾度でもって取水していこうと。排水経路の部分につきましては、改修工事と合わせて実施しております、それが3年ほど経過した中で、もうどうしようもなくなったというような経過でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 課長、私1点目のね、質問は、この町長の政策によってこういう増があったのかどうか。やっぱりね、政策が上手くいったっていうんであれば、私、そういう質問ですから。

それから、2点目のね、この水産課長の説明ですとね、27年度に大改修をやっているときの私資料、ちょっと調べてみたらね、取水も排水も整備するって書いてるんだよね。この目的の中にきちっと書いてる。しかも、予算対応が全然違うわけさ。この時点の事業であればね、北海道が2分の1、町が4分の1、組合が4分の1っていうね、財政負担が違うんだから、今回は町が半分、組合が半分でしょう、大きな違いがあるのに、できればね、わずか3年しか経ってないのに、こういう事態がおきかないような取り組みっていうのは必

要であったのかなど。これは、クレームみたいになるけどもね、その辺はやらなかったの、取水の部分はやらなかった、大丈夫だとみたんですか。お尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) 梶谷議員のご質問にお答えします。実際、27年度からこの制度は始まりましたけども、1年目、2年目はある程度、そんなに大きくは伸びなかったんですけども、今回のように特に2人目、3人目の出産があったということは、ある程度町政の子育て支援の政策が結びついたと私は考えているし、そう思いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、水産課長。

○水産課長(佐藤祐二君) 取水の関係でございます。議員おっしゃられるとおり、3年前に大改修の際に取水、排水の部分も当然検討してきたわけでございますけども、現実として、排水の方はやっぱり市場内も水が湧いてくるだとかっていう状況があって、大改修しなきゃいけないといった部分で対応したと。ただ、取水については、結果としてまだ使えるだろうということで、改修の手はかからなかったというふうな結果として、今となれば、見通しの甘さというようなことも反省していかなきゃないだろうというようなことで認識は致しておりますので、そういう経過があったということでございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 1点目はよくわかりました。2点目は、できればね、たった3年前の話なんだから、こういう予測が私はずいぶんないかなと思うんですよ。財源対応もね、違うでしょう。今回半分ずつ町と組合が持たなければいけない。もし、3年間のこの事業の中でやってればね、おそらく半額で済んだはずですよ。道が半分、あとの半分为2分の1、2分の1だからね。そういう形で、これは苦言として終わります。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第71号を原案について、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第72号、平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) それでは、ただ今議題となりました議案第72号、平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について、その内容をご説明致します。

平成30年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところ

によろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千912万3千円に致そうとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正の内容につきましては、国民健康保険電算システムの改修等に係る委託料の計上が主なものであります。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

7ページ、3.歳出です。1款1項総務管理費で1目一般管理費13節国民健康保険システム改修委託料として、51万円の計上です。これは、国民健康保険の都道府県単位化に伴いまして導入致しました国民健康保険事業状況報告システムと、市町村事務処理標準システムの改修等に係る委託料であります。

以上が、歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入でございます。6ページをご覧ください。

2.歳入です。2款1項1目保険給付費等交付金2節特別交付金で、51万円の追加計上です。これは、歳出に対応する財源の追加計上であります。

以上が歳入の事項別明細でございます。2ページへお戻り願います。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正、事業勘定の歳入です。歳入合計、補正前の額13億3千861万3千円に今回51万円を追加し、補正後の額を13億3千912万3千円に致そうとするものであります。

次に、3ページです。歳出におきましても歳入同様、補正後の額を13億3千912万3千円に致そうとするものであります。

以上が議案第72号、平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の内容です。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第72号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2回）

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第73号、平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題と致します。

提出者の説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました、議案第73号、平成30年度松

前町介護保険特別会計補正予算（第2回）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

平成30年度松前町の介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによるものとするものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。第1項は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9千854万4千円に、既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千171万4千円に致そうとするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものです。今回の補正予算につきましては、給与改定等に伴う人件費の支出見込みによる補正及び介護予防サービス計画作成等委託料の支出見込額による補正となります。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

3. 歳出です。4款1項1目介護予防日常生活支援総合事業費では、2節給料から4節共済費まで、15万9千円の増額計上です。主任ケアマネージャー1名分の給料及び職員手当等の改定及び支出見込額による増額補正です。同じく2目包括的支援事業（任意事業費）では、2節給料から8ページの13節委託料まで、174万7千円の増額計上です。2節給料から4節共済費までは、主任保健師1名、主任社会福祉士1名分の給料、職員手当等の改定及び支出見込みによる増額補正であり、13節委託料、介護予防サービス計画作成等委託料増額の主な要因は、地域包括支援センターの臨時職員として雇用し、介護サービス計画の作成を担当しておりましたケアマネージャーが3月に退職し、その後の補充ができなかったことにより、要支援に係る介護予防サービス計画等の作成を居宅介護支援事業所に委託する件数が増えたことによるものです。

以上が保険事業勘定、歳出の事項明細です。これに対応致します歳入です。6ページをお開き願います。

2. 歳入です。7款1項1目一般会計繰入金3節事務費繰入金で、190万6千円の増額計上です。全額一般会計からの事務費繰入金で対応しようとするものです。

以上が保険事業勘定歳入の事項別明細です。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）の歳入です。歳入合計、補正前の額9億9千663万8千円に、190万6千円を追加し、補正後の額を9億9千854万4千円に致そうとするものです。

次に、3ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を9億9千854万4千円に致そうとするものです。

次に、サービス事業勘定、歳出の事項明細です。14ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、2節給料から4節共済費まで、40万5千円の増額計上です。これは、町の居宅介護支援事業所ケアマネージャー1名分の給料及び職員手当等の改定及び支出見込みによる増額補正です。

以上がサービス事業勘定、歳出の事項明細です。これに対応致します歳入です。13ページ、歳入です。2款1項1目一般会計繰入金で、40万5千円の増額計上です。全額一般会計からの繰入金で対応しようとするものです。

以上がサービス事業勘定、歳入の事項明細です。9ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）の歳入です。歳入合計、補正前の額1千130万9千円に、40万5千円を追加し、補正後の額を1千171万4千円に致そうと

するものです。

次に、10ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を1千171万4千円に致そうとするものです。なお、附表と致しまして、15ページから18ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が議案第73号、平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2回）の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第73号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号 平成30年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第12、議案第74号、平成30年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）を議題と致します。

提出者の説明を求めます。水道課長。

○水道課長(高橋光二君) ただ今議題となりました議案第74号、平成30年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、平成30年度の人事院勧告による給与改定に伴う給料、支給率改定に伴う勤勉手当の補正及び4月の人事異動等による給料、手当、法定福利費の補正でございます。また、現在の水道課事務所の暖房設備、ストーブ2台のうち1台が使用不能になっており、既に耐用年数が過ぎ、更には部品の供給も終わっていることから、修理不能となっているため、これを更新し、合わせて浄水場のストーブについても同じような状況になる可能性が高いことから、今回合わせて更新するために備品購入費を補正しようとするものでございます。

それでは、予算書の1ページでございます。

第1条は、総則です。平成30年度松前町水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、収益的収入及び支出です。平成30年度松前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。支出で、第1款事業費、既決予定額1億8千290万4千円から48万2千円を減額し、補正後の予定額を1億8千242万2千円に致そうとするものです。内訳と致しまして、第1項営業費用で、既決予定額1億7千404万9千円から、48万2千円を減額し、補正後の予定額を1億7千356万7千円に致そうとするものであります。これは、事務職員3名分の人件費に関わる補正ですが、今回の人事院勧告により、給与費は本来増額となるところですが、4月の人事異動及び支給手当額の変更、福利厚生に係る負担率の確定等により、全体

としては減額となったところであります。

次に、第3条は、資本的収入及び支出です。予算第4条本文の括弧書中、「不足する額1億663万5千円」を「不足する額1億730万6千円」に、「過年度分損益勘定留保資金6千773万7千円」を「過年度分損益勘定留保資金6千769万8千円」に、「当年度分損益勘定留保資金3千236万6千円」を「当年度分損益勘定留保資金3千305万3千円」に、「当年分消費税及び地方消費税資本的収支調整額553万2千円」を「当年分消費税及び地方消費税資本的収支調整額555万5千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものです。

支出で、第1款資本的支出既決予定額1億3千433万3千円に、67万1千円を追加し、補正後の予定額を1億3千500万4千円に致そうとするものです。

内訳と致しまして、第1項建設改良費では、既決予定額1億1千569万7千円に、36万4千円を追加し、補正後の予定額を1億1千606万1千円に致そうとするものであります。これは、人事院勧告に伴う給与改定に係る技術職員3名分の人件費の増額です。また、第3項備品購入費では、新たに30万7千円を追加し、補正後の予定額を30万7千円に致そうとするものです。これは、水道課事務所及び浄水場のストーブ2台分の更新に係る経費であります。

2ページをお開き願います。次に、第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費です。予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めようとするもので、第1号職員給与費で、既決予定額を4千909万1千円から、11万8千円を減額し、補正後の予定額を4千897万3千円に致そうとするものです。給料で32万3千円の減額、手当で26万8千円の増額、法定福利費で6万3千円の減額、合計で11万8千円を減額しようとするものでございます。3ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が議案第74号、平成30年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第74号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号 平成30年度松前町病院事業会計補正予算（第3回）

○議長(伊藤幸司君) 日程第13、議案第75号、平成30年度松前町病院事業会計補正予算（第3回）を議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今議題となりました議案第75号、平成30年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出で、収入として入院収益単価の増が年度末までに見込まれることから、入院収益の増額分を補正するものです。支出としては、人事院勧告に基づいた給料表の改定及び制度改正による給与費の増額と、年度途中で採用された職員、退職された職員など、年度末までの見込みによる給与費の増額分を補正するものです。また、燃油単価増による燃料費の増など、年度末の見込みによる経費の増、固定資産除却に伴う資産減耗費の増額補正となっております。更に、資本的収入として、修学資金貸付者退職に伴う貸付金返還金を増額補正するものです。

それでは、1ページよりご説明申し上げます。

第1条は総則です。平成30年度松前町病院事業会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによるものです。第2条は業務の予定量です。平成30年度松前町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものです。第2号、年間取扱延べ患者数のうち、入院を2万7千375人から365人減じ、2万7千10人にするものです。また、第3号、1日平均患者数のうち、入院を75人から1人減じ、74人にするものです。いずれも4月から10月までの実績と、11月から3月までの見込みによるものとなっております。

第3条は、収益的収入及び支出です。平成30年度松前町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入です。第1款病院事業収益は、既決予定額12億9千318万2千円から今回2千400万2千円を増額し、補正後の予定額を13億1千718万4千円にするものです。その内訳と致しまして第1項医業収益で、既決予定額10億3千604万9千円から今回2千400万2千円を増額し、補正後の予定額を10億6千5万1千円にするもので、この主な要因は、入院患者の1日あたりの収益単価の増によるものです。

2ページをお開き願います。次に、支出です。第1款病院事業費用は、既決予定額13億881万2千円から、今回3千932万9千円を増額し、補正後の予定額を13億4千814万1千円にするものです。その内訳と致しまして、第1項医業費用既決予定額12億9千206万2千円から、今回3千932万9千円を増額し、補正後の予定額を13億3千139万1千円にするものです。これは、人事院勧告に基づく給与費の見直しに伴う分、年度途中で採用及び退職などの年度末までの見込みによる給与費の増額、燃料単価の増による燃料費の増、医師確保に伴う旅費及び食糧費の増など、年度末までの見込みによる経費の増額及び固定資産除却に伴う資産減耗費の増によるものです。

第4条は、資本的収入及び支出です。平成30年度松前町病院事業会計予算第4条本文括弧書中「不足する額1千424万9千円」を「不足する額1千400万4千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1千324万9千円」を「過年度分損益勘定留保資金1千300万4千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入です。第1款資本的収入は、既決予定額5千377万2千円から、今回24万5千円を増額し、補正後の予定額を5千401万7千円にするものです。その内訳と致しまして、第3項貸付金返還金として、修学資金貸付者退職に伴う修学資金貸付金返還金24万5千円を増額するものです。

第5条は、議会の議決を経なければ流用できない経費です。第1号、職員給与費の既決予定額8億949万8千円から、今回1千937万5千円を増額し、8億2千887万3千円にするものです。

以上が、平成30年度松前町病院事業会計補正予算（第3回）の内容です。予算実施計画他、関係書類につきましては、3ページ以降に添付しておりますので、ご参照を願います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第75号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

(休憩 午後 2時56分)

(再開 午後 3時11分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

◎議案第78号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第14、議案第78号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) それでは、ただ今議題となりました議案第78号について、その内容をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、来年2019年10月1日に消費税率8%から10%への引き上げに伴う改正でございます。中ほどにございます説明資料をお開き願いたいと存じます。

説明資料に基づき、内容を説明させていただきたいと思っております。1ページでございます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要でございます。

1、改正の趣旨であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、使用料等を改定するため、条例を改正しようとするものでございます。

次に、2と致しまして、消費税及び地方消費税率でございます。現行の消費税6.3%、地方消費税1.7%で現行8%となっております消費税を、改正後は消費税7.8%、地方消費税を2.2%とし、10%の消費税に改めようとするものでございます。

次に、3の改正する条例についてでございます。記載のとおり、(1)松前町公民館条例（昭和29年松前町条例第57号）から(20)の松前町病院事業使用料及び手数料条例（平成2年松前町条例第28号）の20件の条例につきまして、改正をしようとするものでございます。ただし、今回、廃棄物処理手数料、ゴミ袋等代金につきましては、近隣町との比較でも高い方でございます。現行のまま消費税を転嫁しない対応としたところでございます。また、松前町ふれあい公園パークゴルフ場の利用料につきましても、近隣町との比較でも高くなっていることから、現行のまま消費税を転嫁しない対応としたところでございます。更に、松前藩屋敷利用料及び松前温泉休養センター利用料については、指定管理施設で条例により利用料を定めておりますが、指定管理者がその範囲内において定めることとなっており、現行のまま消費税を転嫁しない対応としたところでございます。松前城資料館についても、松前藩屋敷との共通利用料等を考慮し、現行のまま消費税を転嫁しない対応としたものでございます。他に、学校給食費については、軽減税率が適用となることから、消費税には転嫁しないこととしたところでございます。

次に、4の新旧対照表の関係でございますけれども、消費税の転嫁の方法でございますが、新旧対照表の3ページから39ページの現行欄から改正案にあるように、使用料等のうち、3ページのような料金表などにより額が定められているものにつきましては、現行の8%の消費税が転嫁される前の額に100分の110を乗じて得た額とし、10円未満の端数については切り捨てた額とするものでございます。また、9ページにありますけれども、9ページのような、行政財産の使用料などの率により算出されるものにつきましては、消費税分10%を含んだ率に改めようとするものでございます。

次に、税率改正の影響額についてでございますが、今回の条例改正分と致しまして、29年度の決算ベースでありますけれども、一般会計分で各種使用料等22万3千円程度の影響額になるかと思っております。多いものでは、家畜人工授精手数料で7万7千円程度、次いで牧野使用料が3万9千円程度となっており、あとは概ね500円から1万5千円前後の影響額となっております。また、公営企業分と致しまして、水道料につきましては、29万5千7百円程度の影響額となっております。病院事業の使用料、手数料については、5万1千円程度の影響額となっております。

次に、説明資料の2ページに戻っていただきまして、5の施行期日についてでございますけれども、法律の規定による施行の日ということで、平成31年10月1日となっております。

新旧対照表の40ページをお開き願いたいと思っております。40ページの改正案にあるように、附則と致しまして、施行期日でございます。1、この条例は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号の規定、並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第1条第3号の規定による施行

の日から施行するとしたところでございます。これは、現在の法律上の施行日は平成31年の10月1日でございますが、仮に施行日が国会等で延長された場合でも、法律施行日を引用しているため、条例改正などが不要とあることからの対応でございます。

次に、経過措置でございます。2については、一般会計の各種使用料についての支払いについて定めたものでございます。また、3については、企業会計の水道事業について、4については病院事業について、それぞれ納付支払いについて定めたものでございます。

2と致しまして、第1条の規定による改正後の松前町公民館条例の規定から、41ページの3行目になりますが、第18条の規定による改正後の松前町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の使用等に関わる使用料等で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の使用等に関わる使用料等で施行日前、または施行日以後の納付するもの及び施行日以後の使用等に関わる使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例によろうとするものでございます。

3と致しまして、第19条の規定による改正後の松前町水道事業給水条例第26条及び第29条の規定を適用する場合において、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後における最初の計量日より、料金の支払いを受ける権利が確定されるものに関わる料金については、なお従前の例によろうとするものでございます。

4と致しまして、第20条の規定による改正後の松前町病院事業使用料及び手数料条例の規定は、施行日以後に行う行為に対する使用料等で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った行為に対する使用料等で、施行日前、または施行日以後に納付するものについては、なお従前の例によろうとするものでございます。いずれも消費税率改正に伴う条例改正でございます。

以上が、議案第78号でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第78号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第15、議案第79号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) ただ今議題となりました議案第79号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案の3枚目、説明資料として添付しております松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。まず、改正の趣旨でございます。現行の地方税施行令に規定されている国民健康保険税の課税限度額に準ずるため、松前町国民健康保険税条例の規定の整理を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございます。中段の表をご覧ください。各年度の課税限度額を示しております。3列目、平成30年度の欄をご覧ください。現在の松前町の課税限度額を示しております。上段から医療給付費分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円、合計限度額89万円となっております。また、それぞれ同じ欄の括弧内の数値が法定限度額でございます。

次に、4列目の欄をご覧ください。平成31年度改正案でございます。現行の法定限度額と同額とするため、医療給付費分58万円に、後期高齢者支援金分は19万円、介護納付金分は16万円、合計限度額を93万円にしようとするものであります。医療給付費分を4万円増額するものでございます。この改正の施行期日等ではありますが、平成31年4月1日から施行し、改正後の松前町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によろうとするものでございます。

今回の課税限度額改正による影響額でございます。平成30年度の課税ベースで対象世帯が20世帯、80万円の課税額の増が見込まれるところでございます。新旧対照表につきましては、2ページから別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第79号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第79号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長(伊藤幸司君) 日程第16、議案第80号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) それでは、ただ今議題となりました議案第80号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の下段の説明欄をご覧くださいと思います。平成26年3月27日に函館市との間において締結した定住自立圏形成協定に基づき、圏域首

長が連携して推進する具体的な取組内容を明示するため策定した、南北海道定住自立圏共生ビジョンが、平成30年度をもって完了することから、新たに平成31年度から5年間の第2次南北海道定住自立圏共生ビジョンを策定するにあたり、圏域首長が新たに連携して推進する取り組みを変更、追加するため、当該協定の一部を変更するものでございます。

説明資料の1ページをご覧くださいと思います。現行欄の別表第1、下線部分のA広域医療体制等の充実を、変更案のとおりAの医療に、また、現行欄の表の取組の内容のドクターヘリ導入を、変更案のとおり運航支援に改めようとするもので、追加として変更案の医療従事者の確保、養成を新たに設け、取組の内容と甲、乙の役割を記載のとおり追加しようとするものでございます。

2ページでございます。現行欄のイ広域観光の推進を、変更案のとおり産業振興に改め、現行のプロモーション活動の実施を、変更案のとおり広域観光の推進に改め、現行の滞在型観光促進に資する観光メニューの開発を、変更案のとおり滞在型観光の促進に改めようとするもので、追加と致しまして、変更案のとおり地場産業の育成を新たに設け、取組の内容と甲、乙の役割を記載のとおり追加しようとするものでございます。

3ページでございます。現行欄の別表第2、イ基幹道路等ネットワーク整備の促進を変更案のとおり、道路等の交通インフラの整備に改め、現行欄ウの国際化の推進を変更案のとおり、地域内外の住民との交流移住促進に改めようとするものでございます。

4ページでございます。現行欄の別表第3、A人材育成等の表の職員の合同研修等の実施を、変更案のとおり職員等の合同研修等の実施に改めようとするものであります。定住自立圏につきましては、中心市との連携による取組事業に対しまして、財政措置と致しまして、中心市に8千500万円、周辺市町村には1千500万円の特別交付税措置が認められているところでございます。

なお、今回の変更協定の議決後において、中心市の函館市と変更協定書の締結を予定しており、中心市である函館市において、第2次南北海道定住自立圏共生ビジョンの公表につきましては、1月に予定をしているところでございます。

以上が、議案第80号でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

11番。

○11番(西村健一君) 説明資料4ページですね、変更案のところ職員等の合同研修等の実施とあります。等って、などっていんでうか、これ、どの範囲までのことかお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) 今までは、これ函館市の方で研修会なんかをやっておりまして、自治体職員だけを対象にしてやってたんですけれども、これからは、民間の方々もその研修の中に入っていただけるような対応をしていきたいということで、職員等という言葉が加わったというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

3番。

○3番(福原英夫君) 26年3月27日に協定書が発行されたんですけれども、自分は知ってるのは広域救急医療、ドクターヘリのがイメージにあったんですけど、あとどんな進め方をしたのかな、会議だとか、そして効果だとか、どういうふうに担当課長ね、捉えているか、ちょっと教えて。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) 協定の内容につきましては、当初はこの定住自立圏を結んだときの大きな目的は、議員おっしゃるとおりドクターヘリを中心とした考え方がございました。その他に広域で、函館市と例えば松前町がやれるようなものということでは、例えば広域観光の推進でありますとか、あるいは道路、あるいは交通網の整備体系についての要望活動一緒にできるとか、そういうようなことがございまして、今、30年度でもってちょっとこの定住自立圏の事業として該当するであろうと言いますか、そういうものについてちょっとお話させてもらいますけれども、まずは、ドクターヘリについてはもう既に運航しておりますので、これは運航費用の部分について、まずはこの定住自立圏の中でみていただけることになろうかと思えます。

その他に、先程申しました観光キャンペーンのプロモーション活動でありましたり、道路関係の期成会の活動、こういうものもこの定住自立圏の中に該当してくると。また、松前町の場合であれば、インバウンドの事業として、松前公園と、それから城下通りにつけました観光Wi-Fi、こういうものも維持管理をするための費用としてみていただける。それから、先程申し上げました職員研修。この研修については、今函館市を中心に管内から職員を集めて年に2、3回の研修をしております。それを今度は民間の方々にも広げてやっていきたいというようなことでもございまして、そのような形のものが、この定住自立圏の中の取り組みとして、やらさっているというふうに捉えていただければわかりやすいかなというふうに思います。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 概略はわかってきました。それで、担当課としての窓口は佐藤課長のところだと。それで、各課との連携プレーはもちろんしてるというふうに捉えていいですよ。一番興味があるのは、この産業振興のところ、この間も函館行って、五稜郭周辺行くともものすごく中国系、東南アジア系の人達があふれるぐらい歩いてるわけですよ。やはり、もっと松前にもこういうふうなものだよっていうふうなことでの連携プレーの中でね、松前にも恩恵があるように、また新幹線でも動きがあるように、何かこうもってこうこれを活用できないかなあとみてね、思ったもんですからね。それと今半島道路のことだとか、こうやって、それは見えてます、今動いてるの。ですから、もうちょっと活用の方策って言うんでしょうかね、積極的にうちの担当課と連携プレーしながら、こういうふうなことで函館市の方からもこう引っ張ってきたり、函館市の人材を持ってきたりだとか、何かそういうふうな将来方向って言うのかね、ビジョンがあれば、上手くこれが活用できるかなと、生かされるかなあと。ただ名前だけだったらね、苦しいなあと思ったりして、今聞いてました。その辺どうでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) 議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、この協定書、定住自立圏の本来の目的は中心市と周辺市町村との連携があって、事業が、取り組み事業に対する支援があるということがございまして、例えば函館市さんと松前町で海外にインバウンドのための観光プロモーションをするとか、そういう取り組みは、全てこの財政処置の該当にもなってくるというふうなことでもございまして。ですから、今おっしゃったように、この定住自立圏の中に上手く巻き込むって言いますか、包み込むような事業が互いにできれば、それはこういう形で対応していきたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 今、佐藤課長言った、そこが一番、これの連携プレーのね、大きい

価値でないかなあと僕は思うんですよ。ですから、うちの町で、1町でできない部分を函館圏っていう大きいくくりの中でね、取り組む。そうして、俺のところはこうだ、俺のところはこうだ、いいものがあるよと。それで、俺のところはこういうものを出せるよとか、そういうふうな中で、町の、松前町の自立をね、模索していい材料なんですよ。もっとこれを各課と話し合いながら、町長頭にしてね、進めてもらいたいな、いいものなんですよ、ちょっと答弁、町長に。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 定住自立圏でのご質問いただきました。実は、先月東京で函館が大きく力を入れてます大型クルーズ船の誘致の関係でのプロモーションありまして、ぜひ松前も参加してほしい、江差にも参加してほしいっていうふうなことで参加をさせていただきました。函館市、観光の分野で言いますと、やっぱり道南の観光は函館単独では無理だというふうな判断を市長はしてまして、江差、松前を抱かないと函館観光には結びつかないんだというふうな思いが強いようでありまして、その思いがありまして、今回参加させていただきましたけども、もうやっぱり函館と一緒に取り組んでいくと。観光分野でお話してます、本当に大事なことだと思っておりますので、インバウンドの確保も含めまして、函館市と共に行動をおこしていきたい。私どももやっぱり函館の元気をもらえるっていうのが、この定住自立圏だというふうに思っておりますので、積極的に参加をさせていきたいなというふうに思っております。

いろいろ、大型クルーズ船、一昨年も実はさくらまつりの期間に松前港沖に停泊、クルーズ船を停泊させる事業も組み込んだわけでありまして、たまたま時化だったというふうなことであります。ぜひ、今年は年明けはもう相当、もう何十隻も来るような予定してるようでありまして、その中で少しでも松前に引っ張ってこれるような、そんな取り組みを積極的に我々もしていきたいなと思っておりますので、大事な連携事業だというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第80号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号 指定管理者の指定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第17、議案第81号、指定管理者の指定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(佐藤隆信君) ただ今議題となりました、議案第81号、指定管理者の指定について、その内容についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり、指定管理者の指定について、議会の議決を求めようとするものでございます。

まずは、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、松前温泉休養センターでございます。

次に、2、指定管理者となる法人、その他の団体の名称でございます。指定管理者の候補は、有限会社浦里でございます。候補者の選定根拠につきましては、松前町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条において、指定管理者は、公募により選定しなければならないとされておりますが、同条ただし書きに、その他規則で定める場合は、公募によらず指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、申請を求めることができるとされており、同条例施行規則第2条第2項第4号による、町長が公募によらないことに相当な理由があると認めた場合の規定を適用したところであり、公募によらないことの相当な理由につきましては、有限会社浦里は、平成21年度に松前温泉休養センターが指定管理者制度を取り入れてから、本年度までの10年間にわたり、当該施設の指定管理者を務め、業務の履行状況も良好で、施設状況も熟知しており、何より入館者が年々減少し、施設経営も厳しい状況の中、前向きな姿勢をもって施設管理に取り組み、当該業務の継続にも意欲があり、その経験と実績から、引き続き有限会社浦里を指名することが、より適当であると判断して、当該事業者を指名し、指定管理者指定申請書の提出を受け、内容を審査のうえ、選定したところであります。

次に、3、指定の期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとし、これまで同様5年間としたものでございます。

以上が、議案第81号、指定管理者の指定についての内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第81号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号 指定管理者の指定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第18、議案第82号、指定管理者の指定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(佐藤隆信君) ただ今議題となりました、議案第82号、指定管理者の指定について、その内容についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり、指定管理者の

指定について、議会の議決を求めようとするものでございます。

まずは、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、松前藩屋敷でございます。

次に、2、指定管理者となる法人、その他の団体の名称でございますが、指定管理者の候補は、松前観光協会でございます。候補者の選定根拠は、先程も申し上げましたが、松前町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条において、指定管理者は、公募により選定しなければならないとされておりますが、同条ただし書きに、その他規則で定める場合は、公募によらず指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、申請を求められることができるとされており、同条例施行規則第2条第2項第4号による、町長が公募によらないことに相当な理由があると認めた場合の規定を適用したところであり、公募によらないことの相当な理由につきましては、松前観光協会は、平成16年度に松前藩屋敷が指定管理者制度を取り入れてから、本年度までの15年間の長きにわたり、当該施設の指定管理者を務め、業務の履行状況も良好で、施設状況も熟知しており、当該施設は、松前観光の拠点施設であり、観光協会の目指す観光振興策の継続と安定した経営に寄与できることと、当該業務の継続に意欲を持っているため、引き続き松前観光協会を指名することが、より適当であると判断して、当該事業者を指名し、指定管理者指定申請書の提出を受け、内容を審査のうえ、選定したところでございます。

次に、3、指定の期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとし、これまで同様5年間としたところでございます。

以上が、議案第82号、指定管理者の指定についての内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番。

○3番(福原英夫君) 81、82もそうなんですけども、説明を聞きますと年々利用客が減ってきているということ伺いました。それで、この二つの施設をどう生かすかっていうことの基本の理念に立ってほしいなあと。それで、やはりここで働く人達のために、雇用の場としてはやはり松前町のために大きい受け皿にはなっているんです。それで、そのために入館者であり、入湯する人が少なくなると、どうしてもそれを補てんするために町が出す。それと企業努力だけでは賄えない部分が、やはり多く見られるんですよ。それで、どうすればこの指定管理者制度が生かせるかというふうなことを、今後考えて検討していると思いますけれども、どういうふうにちょっとそこの部分を底上げするのか、何か打開策を考えておられるのであれば、お聞きしたいと。指定管理するのは、何も私は反対しません。ただ、今後大事な施設ですんでね、てこ入れしていかなければならないんでないかなと思ってるんです。ちょっと、答弁お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(佐藤隆信君) 福原議員から、今、松前藩屋敷の指定管理ですけど、温泉も含めてという話で、温泉も含めての話をさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、温泉につきましては、常日頃から私も申し上げてるとおり、温泉につきましては町民の憩いの施設という状況がある中で、これは絶対になくしてはならないという認識を持って温泉を運営していこうと考えてございまして、しかしながら、温泉、言葉に語弊ありますが、順調に入館者が下がってっております。これは、順調に言ってしまったのはですね、どうしてもうちの温泉っていうのは、今は若者にちょっと、若者世代にも温泉に入ってきてほしいなっていう思いあるんですが、今のいつも来ていらっしゃる方は、や

やはりご高齢の方が多いものですから、やはり身体の調子を悪くしたり、そういうことで常連の方が1人いなくなると、年間を通すと何百人ものやはり影響を受けるということで、そういうことを踏まえると、やっぱり年数が経つにつれに、どうしても高齢者の方と比較すると、年々減少に入ってしまうということがございます。ただ、しかしながら、温泉っていうのは、やはり町民に対して、商工観光で持っている観光の振興ならず、その他の健康の増進、そういうものを含めると、なくてはならない施設ということで、打開策っていうのは、かなり厳しいんでございますが、何とか、町でやはり試算しても、町でやるよりは、指定管理で行った方が、やはり有効的な活用方法になりますし、金額もやはり指定管理の方が低い、低いつて言いますか、ちょっと言葉に語弊がありますが、低い額での合理的なやり方であるということで、温泉については、残念ながら打開策というような入浴客を増やすと、極端に増やすということではできませんが、今考えているのは、指定管理者、現指定管理者と打ち合わせしてるのは、もっともっと温泉を楽しんでもらうための、温泉まつりみたいなイベントを今後企画していきましょうという話をして、もっともっと愛される施設を目指してるというのが温泉でございます。

松前藩屋敷につきましては、これも松前観光協会に指定管理を最初からお願いした当時も、松前観光協会自体の経営状況が大変悪うございまして、何とかこれに藩屋敷の運営をするおかげで入館料がその頃、ある程度潤沢にきてましたので、それでもって観光協会の運営も助けていこうというような判断もございまして、指定管理をしたところでございます。

ところが、松前藩屋敷の方も、管理を受けてからちょっと足踏み状態って、観光客の足踏み状態、ようするにどのような藩屋敷に魅力があったのかということになってしましまして、私が、自慢するわけじゃないんですけど、私が来てから早々に藩屋敷の塗装ですとか、いろいろ修繕もさせてもらいまして、やはり魅力のある施設づくりを目指しつつ、ここを拠点に松前観光協会の観光振興策を盛り上げていきたいというのを考えてございまして、一昨年、ごめんなさい、昨年、平成29年度は一昨年に1万6千人ほどまで落ちちゃったんですが、3千人復活しまして、1万9千とになってございます。ただ、今年度につきましては、天候不順の影響もありまして、お花見のときのちょうどいい三連休が雨等の影響があって、減りはしましたが、ここにつきましては、本当に松前観光の一つとしてですね、来年の10連休ですとか、そういうのを活用しつつ、まだまだ入館者を増やせる施設だということで、松前観光協会の方でも増やす努力と言いますか、どのようなことやっていいのかとか、1年間でだらだらとやっても人は増えないので、集中して増やす方法を考えなさいとか、いろいろ協議をして入館者を増やす打開策は検討してございます。

そういうことで、何とか町というよりも、民間の活力を貸していただいて、観光及び温泉を盛り上げていきたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 大変苦しいでしょうし、厳しいと思います。しかし、大事な松前町の財産でございます。それを民間が今やってくれるからでなく、将来ね、もし民間はもう手を出さないよと、松前町の町内の業者さんが。そうなったときを一番恐れるんです。それで、温泉についても、前は温泉まつりを町内のボランティアの方々でやっておりましたしね、年に2回か3回、そんな企画ですとか、町内の商店街に温泉、松前温泉に100円割引の券を配布したりだとか、いろいろ集客の方法があると思うんですよ。ただし、これも皆さん方でね、民間の指定管理者が受けた方々が、やはり、観光協会でありその他が知恵を出さない限りは、行動を起こさない限りは無理ですよ。ですから、どうしても民

間の方々に寄り添っていることと、その有志を集めて企画するのと、行政が入ってトライアングルをつくって支えると。この財産を生かしてもらいたいですよ、本音言うと、最終的には。そのためにもっと知恵を出していただいて、協議をしていただきたいなというふうに思ってたもんですからね、答弁をお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(佐藤隆信君) おっしゃるとおりだと思いますので、そのように温泉及び松前藩屋敷につきましては、頑張りたいという意思表示しかできないんですけども、そういう気持ちで臨みたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 力強い言葉、十分に受けましたので、まず健康に気をつけて頑張っていたきたいということでございます。答弁は、町長、気持ちどうですか、今の。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 今回2件の指定管理の議案を提出させていただきました。本当に管理を委託する、指定する町長の立場からしますと、決して状況が良くない、好転しない中で、快く受けていただいているというふうなことでありますので、指定する団体の意見に、声に耳を傾けながら、これからも進めていきたいなというふうに思っております。いずれに致しましても、町の財産でもありますし、基幹産業に繋がる部分、更には町民の健康管理に繋がる部分もありますので、大事にして、いい環境を築きながら進めていきたいなと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第82号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書について

○議長(伊藤幸司君) 日程第19、意見書案第10号、難病医療費助成制度の改善を求める意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。厚生文教常任委員会委員長油野篤君。

○厚生文教常任委員会委員長(油野篤君) 意見書案第10号、難病医療費助成制度の改善を求める意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであり、意見書の内容については記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎所管事務視察調査報告について

○議長(伊藤幸司君) 日程第20、所管事務視察調査報告についてを議題と致します。

議会運営委員会から、所管事務視察調査報告書の提出がありましたので、報告を求めます。議会運営委員会委員長堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) 所管事務調査報告について。

本委員会は、閉会中の所管事務視察調査を終えたので、松前町議会会議規則第77条の規定により、別紙のとおり、所管事務視察調査報告書を提出致します。

1の調査事項、調査年月日、視察先、視察参加者及び2の視察調査内容については、記載のとおりです。

3、所見。

(1)議会運営について。

加賀市議会において、日本一の議会を目指して様々な議会改革に取り組んでおり、特に毎年実施している議会報告会や懇談会開催による市民からの意見、要望等の拝聴を始め、3年に1度市民からアンケートを実施することにより、議会への評価を確認している。また、平成30年度から議員が各小中学校に出向いて出前講座を開くなど、開かれた議会、市民が参加する議会については特に積極的であった。

内灘町議会においても、議会基本条例を定めていないものの、現行の法制下で議会の活性化に誠意取り組んでおり、両市町議会とも形は異なるが、問題、課題を的確に捉え、議員個々の資質の向上や議会活動の推進に強い意欲を感じた。

大規模災害時での対応について、加賀市議会においては、災害時行動マニュアル等をあらかじめ定めており、内灘町議会においてもタブレット端末のカメラ機能等による情報共有など、支援体制を確立している。近年、台風・豪雨、雪害などの被害が大きくなっていることを踏まえ、当町議会においても、議員の役割や具体的な対応など、検討が必要と考える。

また、両市町議会ともタブレット端末を先進的に導入しており、経費削減や事務の効率化等、効果は大きいと考える。当町議会においても導入について、検討する必要がある。

(2)議会だよりの編集について。

両市町議会においては、議会だより編集を専門の組織を設置して行い、いずれも当選回数が若い議員で構成されており、内容については、要点は短くまとめ、住民にわかりやすくしている。特に内灘町議会においては、議会だよりは議会と町民との情報の架け橋で、相互信頼を補うツールであるとの考えから、町民の目線で中学生にも理解できる紙面づくりを心がけ、見出しの写真説明に方言を用いたり、街角のインタビューや4コマ漫画を掲載するなど、町民の関心が高まるような様々な工夫をしていた。また、議会だよりモニタ

一の設置により、内容の改善に向けた提言など、住民の声が反映できる体制が確立されている。当町議会においても、両市町議会の取り組みを参考にしながら、町民の関心を抱く紙面づくりや発行月、組織のあり方等々について検討していく必要がある。

以上であります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済と致します。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(伊藤幸司君) 日程第21、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長から議会運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中所管事務調査したい旨の申し出がありましたが、委員長からの申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を承認することに決定しました。

◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

○議長(伊藤幸司君) 日程第22、閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会を代表して正副議長、議員が出席を要する諸行事、慶弔、会議、陳情等について、議会の承認を得て正副議長、議員を出張させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今お諮りのとおり承認することに決定しました。

なお、出席議員については、その都度、議長において指名することに致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎会期中閉会の議決

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

今期定例会の会期は12月13日までとなっておりますが、提出された全ての案件が議了致しましたので、これをもって閉会致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。よって、平成30年松前町議会第4回定例

会は、これをもって閉会することに決定致しました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) これをもって平成30年松前町議会第4回定例会を閉会致します。
どうもご苦勞様でした。

(閉会 午後 4時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 西 川 敏 郎

署名議員 梶 谷 康 介